

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第五十号

(六二二)

昭和二十七年五月十三日(火曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 基五郎君
小宮山常吉君
小林 政夫君
森 八三二君
大野 幸一君
波多野 鼎君
菊田 七平君
油井賢太郎君
木村福八郎君

政府委員

大蔵省理財局長 石田 正君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行局銀行課長 大月 高君
事務局側

説明員

大蔵省銀行局 高橋 俊英君
資金運用課長 大蔵事務官(大蔵省銀行局総務課勤務) 橋口 收君
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
会専門員

本日の會議に付した事件

○連合委員会開会の件

○長期信用銀行法案(内閣送付)

○日本開業銀行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国民貯蓄債券法案(内閣提出、衆議院送付)

○設備輸出為替損失補償法案(内閣提出、衆議院送付)

○貸付信託法案(内閣提出)

○委員長(平沼彌太郎君) それでは第四十九回の大蔵委員会を開会いたします。最初に連合委員会に関する件についてお諮りいたします。去る十日通商産業委員会より日本開業銀行法の一部を改正する法律案について連合委員会を開くことの申出がありました。ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めさせていただきます。本件につきまして通商産業委員会の申出通り、連合委員会を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないようでありますのでさように決定いたします。なお連合委員会の日、時間等につきましては委員長に御一任願います。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは長期信用銀行法案(予備審査)について内容説明を聴取いたします。

○政府委員(大月高君) 長期信用銀行

法案につきましては、先般政務次官から大体の理由及び概要を御説明申上げたわけでございますが、本日は條文につきまして大体の考え方を御説明申し上げたいと存じます。長期資金を確保するという点につきましては、一昨年来政府の機関といたしまして日本開業銀行、日本輸出銀行、先般日本輸出入銀行になつたわけでございますが、その他見返資金の活用、預金部資金の活用、そういうふうに政府の資金を活用することを考えて参つたわけであります。併し政府機関による長期資金の供給を申入れますことは、何といつても民間の金融に對しまして補完的立場において物事を考えるのが適當と考えられるわけであります。一つは証券市場をできるだけ育成して行く、それからあとは長期金融機関を整備強化して行く、こういうことになるわけだと思ふのであります。民間の長期資金を確保するために銀行等の債券発行等に関する法律によりまして種々努力をいたして参つたのでございますが、金融制度といたしましては長期の専門の機関を育成するほうがいいんだということがこの一、二年來の経験に徴しまして明瞭となつて参りましたと同時に、各國の特に戦後の情勢を眺めてみますと、長期の金融機関と短期の金融機関と分離する、その結果長期資金を確保いたしますという一つの面がございますと同時に、他面一般の商業金融機関において負担が軽くなるという問題。それから一般の金融機関は預金者を持つて

おりますので、その預金者の保護に万全を期することができるといふ問題。そういう観点から長期、短期の専門の機関を別々に育成いたしましておのその特徴とするところに向わしめ、こういう方向になつておるわけでありまして、それで今般昨年の十二月以來臨時金融制度懇談会というものを設けまして民間のかたの御意見を承わつて参つたのでございますが、その御意見等も参酌いたしまして今般この長期信用銀行法案というものを作つたわけでございます。

第一條は、今申上げましたような趣旨を法律に謳つたわけでございまして、主として「長期金融の円滑を図るため」というのが一つの目標でございます。第二行目には「銀行業務の分化により金融制度の整備に資する」ということが第二の目標でございます。この二つのことを目的としてこの法案を作つたわけでございまして、第二條は、長期信用銀行の定義でございます。これは第四條の規定によつて營業の免許を受けた者を長期信用銀行という、こういういたしまして形式的な概念をとつております。

それでこの第二條の裏はをなします第四條は、第一項におきまして特に出資の銀行の特質を明らかにいたしておるわけであります。營業の免許といたしまして、長期信用銀行の一つの特質は、預金の受入に代えて債券を発行するといふ点が第一点でございます。

一般の銀行が預金を資金源といたしましてそれを貸出に廻すのに対しまして、預金を受入れることは禁止はいたしません、主たる資金源を債券に待つといふことが第一点であります。それからその資金を設備資金又は長期運

転資金に關する貸付に廻す、このことを主たる業務として営むといふことが第二の特徴でございます。預金受入の面と貸出の面との二つの結付いたものが長期信用銀行の本体になるわけであります。第二項は、こういう種類の銀行を作らうとする者について大蔵大臣が免許をいたします場合に考へる事項を書いたわけであります。人的構成、事業收支の見込、経済金融の状況その他といふことでありまして、現実にそういう銀行を作る必要があるのかどうか、或いは経理の面において成り立つものであるかどうか、その経営者その他におきまして十分世間的な信用を博し得るものであるかどうか、金融關係の技能なり知識経験を十分に持つておるかどうかが、そういうことを十分に考へまして、適格性を有する場合に限つて免許をすることができ、こういうふうな免許の條件を規定いたしましたわけであります。

第三條は、その免許いたしますにつきましますの形式的標準として、資本の額を五億圓以上の株式会社と限つたわけでありまして、現在銀行法におきましては百万圓が最低といふことになつておりますが、現在の経済情勢からいたしまして非常に過少に失する。新らし

く考へております普通の銀行法におきましても資本金を五千万円乃至一億円にしたいというところが考へられておるのであります。特に長期の金融をやる銀行といたしましては更に大きな資本金を以て事業を始めて行くのが適当であらう、こういうことから五億円となつておるわけでありまして。

第五條は、この長期信用銀行の商号に關する規定でございます。その商号中に銀行という文字を用いなければならぬ。とあるわけでありまして。御存じのように銀行法におきましても商号は銀行といふ商号を用い、そして銀行以外のものは銀行といふ商号を用いてはならないといふように規定してございますので、第二項におきましては長期信用銀行だけが銀行といふ名称を使つてもよろしいといふ意味におきまして、銀行法の四條二項の規定が排除してあるわけでありまして。現在債券を現実に発行いたしております銀行といたしましては、日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、この三行がございまして。現在予想されておりますものといひましては、この興業銀行なり、勧業銀行なりといふもの、それから北海道拓殖銀行、こういうようなものがこの長期信用銀行に転換するであらうといふことが考へられるわけでありまして、その場合に特に商号を変更することを強制することは、制度を変えるために永年ののれんの変更を強いるということになりますので、その点は銀行といふところだけを強制したいといふわけでありまして。勿論行政的な面におきまして商号は一切認可事項になつておりますので、一般の商業銀行とまぎらわ

しいことになるといふことのないように十分注意して行きたい。それから長期信用銀行はその数は複数を予定いたしておりますけれども、必ずしも十も二十もといふことは考へておらないのでありますので、そのために一般の大衆に對しましてこの名称の面から迷惑をかけるということはないものだと考へております。

第六條は長期信用銀行の業務に關する規定でございます。最も中心となる條文でございます。その第一号はこの興業銀行の中心となる規定でございます。第一、設備資金又は長期運轉資金に關する貸付、手形の割引、債務の保証又は手形の引受」といふことになつております。いわゆる事業金融を主とするといふことを明瞭にいたしましたわけでありまして、而もここで「關する」といふ表現を使ひまして、形式的に手形は仮に三月、三月といふように切り替へるにいたしまして、實質的に予定されております資金が設備資金なり、或いは長期運轉資金に關する貸付である、こういう場合にはこの銀行の主たる業務としてやつてよろしい。例へば社債の前貸資金といふようなものが考へられるわけでありまして、社債は御存じのように長期の資金に使う建前のものであります。その前貸に關する期限をいたしましては短くてもこれは長期資金に關する貸付であるとしてこの銀行にやらさしたい、こういう意味でございます。

に、直接その業務に携わり得ないといふことになりまして幾多の不便がございまして、長期の資金の融通と併せて補完的にこの証券に關する事業を営みたいわけでありまして。ただ証券業務に關しましては証券取引法がございまして、嚴重に金融の業務と証券の業務とを分離いたしております。従つて現在証券業者に認められております分野をことさらに侵すといふ趣旨ではないわけでありまして、逆に短期の金融をやります商業銀行と証券市場の間に立ちまして相互補完的作用をなさしたいといふ意味であります。従つて証券の引受業務につきましてもこの但書にございまして「社債その他の債券、株式又は出資証券については、売上の目的で取得する場合を除く。」といふことになつてしまつて、引受業務と申しましてもいわゆるアンダーライティングの仕事はここで排除する、従つていわゆるサブスクリプションと言つておりますが総額引受のみに限りたい。これによつて本来の証券業者との業務の境界を立てたいわけでありまして。ただ現実に社債を発行いたします場合に、わざ／＼証券業者の手を通じて取得するといふ迂遠な方法だけは排除したいわけでありまして、従つて直接社債を発行いたします場合にこの銀行が社債を引受ける、いわゆる業務のサブスクリプションとして引受けるといふことをやらしたいわけでありまして。それからその引受けました社債は、売出をやらせない意味におきまして個々に売付ける場合、それから一般の証券業者に売らしてそれから広く証券業者の仕事として売出す場合、これらは認めたい趣旨でございます。

第三号は、預金の受入の制限に關する規定でありましてこの銀行の一つの特徴をなすものでございまして。長期の金融と申しますとどうしても回収が長期に亘る、いわゆる悪い意味でなくして固定するわけでございます。従いまして短期の預金を預かつておるといふことになりまして、仮に預金の引出が急激に起るといふ場合には、資産の流動性に欠けております結果、払戻に困難な事態が生ずるわけでありまして、そういうことがないためにこの銀行に預金する人はこの銀行の性格を十分に承知した上で預金をしてくる人に限りたい、そういう意味におきまして取引先という觀念をここで使つておるわけでございます。主たるものは勿論融資先になると思つておりますが、その他社債の募集の委託を受けた会社、その他この扱いをいたしております御本人からの預金、そういうものはここで取引先と考へていいと考へております。

第四号、第五号、第六号、これらはいずれも一般の銀行でもやつている業務でございます。併せてやらしたいといふことでございます。

第二項は、一つはいわゆる事業資金でなく長期の資金の貸付、それから短期の貸付に關する制限でございます。事業資金以外の長期資金の貸付につきましても不動産を担保とする貸付をすることができるといふこと、それからこれはただ第一項の主たる業務に妨げのない範圍においてやることでございまして、そのことから短期の資金の貸出は受入れた預金及びこれに準ずるものの合計金額に相當する金額を限度とするといふ制限を設けまして、主として長期の金融をやるということに明瞭にいたしましたわけでありまして。

第三項は、担保附社債に關する信託業務に關する規定でございます。現在も普通銀行でやつておる業務でございます。

第四項は、従いまして今までに申上げました業務以外の業務をやらさないといふことで、金融業務に専念いたさしめる趣旨でございます。

第七條は、こういう貸付の特殊性に鑑みまして、保全及び回収の確保を圖るために特別に注意を払ふ事項といたしまして、確實な担保を徴する、或いは年賦償還或いは割賦償還、そういう方法によりまして十分に保全及び回収の確保を圖るよう特別の考慮をするといふことをここで義務づけたわけでありまして、銀行検査その他において十分監督をいたし得るような基本規定にいたしましたわけでありまして。

第八條以下は債券資金源といたしましての債券發行に關する規定でございます。主として現在ございまして債券發行法の規定をとつたわけでございますが、一つの点は割増金をつけることができないといふ規定を外したわけでございます。これは一般の消化先としたしまして、資金運用部資金、一般の金融機關その他一般大衆を予定いたしておるわけでありまして、最近の皆様の御意見もございまして、次第に割増金という制度はなくして行きたい、こういうことでありまして、純粹なコンマーシャル・ベースに乗つた債券といふ意味において割増金を付することができるといふことを外したわけござ

ざいます。それから債券の発行限度を計算いたします。つきまして、現在の債券発行法は預金と債券の合計額が資本及び準備金の合計金額の二十倍以内ということになっております。預金はこの銀行に預けられていた特殊な制限をおきまず結果、限度の計算上から除外したわけでありまして、従つて債券発行の限度を計算するにつきましては、資本及び準備金の二十倍以内におきまして債券を発行できる、こういうようにいたしましたわけでありまして、その他登記の点につきまして若干の変更がございますが、これは單なる技術的問題でございます。その他は現在の債券発行法の規定と同様でございます。

第十四條以下は現在の銀行法等と同様の趣旨の規定でございます。例へば合併をいたしました場合に、その報告をする手続、或いは銀行と合併をいたしました場合に、従前長期信用銀行としてやれない業務をやつておつたものを合併いたしました、暫くは経過的に旧来の業務を認める必要もございまして、その経過規定をおいたわけであり

ます。逆に第十六條におきましては、現在長期信用銀行として業務をやつております銀行がほかの会社になるといふような場合には、預金者或いは債券の権利者を持つております関係上、なお一般公衆の保護という意味におきまして特別の監督がでるということをおきましていたしたわけでありまして、

第十七條は銀行法の準用でございます。例へばここに書いてございまして、定義、營業の免許、資本の額、商号その他今まで御説明いたしましたところ

で明らかになつて特別規定がございまして、この特別の規定のない部分につきましては銀行法を準用いたしましたわけでありまして、重要な規定といたしましては例へば支店を設置いたしました場合には認可をいたすということ、それから代理店の設置監督の規定、報告を徴するということ、検査をいたし得るということ、そういうことは一切銀行法を準用いたすわけであり

第十八條はこの銀行法の準用の精神と一般の商業銀行との長期信用銀行との特殊性を明らかにするところ、その二つの間の境界をどうきめるとかというところであります。長期信用銀行は銀行法にいう銀行ではない、併し一般の金融機関ではあるわけでございます。この法令で銀行とあります場合には別段の定めがない限り長期信用銀行を含む、こういうようにいたしましたわけでありまして、ほかの税法、地方税法でございまして、或いは租税特別措置法或いは小切手法、外国為替及び外国貿易管理法、臨時金利調整法、そういうようなところには銀行とござ

います。これは全部この長期信用銀行を含む意味でございます。その他の政令関係といたしましては銀行法と特例法の施行令、その他があるわけでございます。

第十九條はその実施規定でございます。例へば免許いたしました場合にその申請の手続その他をここで規定いたすわけでございます。第二十條、二十一條、二十二條は罰則でございます。次に附則について御説明申し上げます。この長期信用銀行法が公布になり

まして、新しい長期信用銀行の制度がでるとなるといふことと、その間に転換を図る銀行もあると思ひます。併し新しくこの種類の銀行を作りたいという希望もあるわけでありまして、この法律が完全に施行されますときにはそういう準備も十分できるし、或いはその移り変りにつきまして長期資金が一時的にもとどける、或いは減少する、そういうことがないよう

に万全の注意を払う必要があるわけでありまして、そのために必要な経過期間を一年以内で準備の整つたところでこの法律を施行いたしたいというのが第一項でございます。第二項はこの制度を立てるにつきまして、既存の銀行が転換するにつきましては特に債券を発行して三銀行のうち希望する者がございまして、免許の手続は特に希望を申出でせしむるだけにとどめたい、それを以て免許を受け

たものとみなすといふことで簡略の手続をとつたわけでありまして、第三項はその場合の公告の規定でございます。次に重要なのは銀行等の債券発行等に関する法律の廃止でございます。この法律施行と同時に制度の切替りといひまして、この債券発行法を廃止いたしたわけでありまして、ただ現に債券を発行したての銀行につきましては、その債券は債券発行法によつて発行されておる。それから現在の債券発行法におきましていふゆる優先株式の制度がございまして、現在見返資金によつて所有されておるわけござい

ます。これらの優先株式の償還の規定だとか、その他この優先株式に関する

る制度は債券発行法が廃止になりまして、もはや残す必要があるわけでありまして、その優先株式がなくなるまでその株式につづいて債券発行法がなお生じておる。それだけのことを第五項に経過的に規定いたしたわけでございます。

それから第六項も同じくこれに類する経過規定でございます。現にこの法律施行後も特殊の規定はなお効力を有することにしたわけでございます。つまり、それに基づいて発行した債券につきましてもなおその債券が生きている間は効力を持つてゐるのだということをおきましていたしたわけでございます。

それから第七項は債券の発行限度を二十倍にすることの特例でございます。新しくはございまして長期信用銀行につきましましては資本の最低は五億でございます。仮にそのまゝ二十倍の規定を適用いたしますと百億になるわけでございます。で、百億としますと月に仮に十億ずつ発行いたしました一年以内でその限度が来るということでも、債券の発行限度のために資金源を失うということでも差支えがございまして、設立後五年以内を限りましてこの限度を三十倍にいたしておきたい、五年を経過いたしました場合には、準備金その他の自己資本も逐次積上げることになると思ひますので、而も増資その他の便宜もあると思ひますので、五年以降は一般の原則によりたいというわけでありまして、

第八項は長期信用銀行ができるにつ

きまして、仮に現在ございまして銀行のうち債券を譲り受けるというよう

なものがございまして、その銀行がもとの銀行の債券を引受けるという場合には、相当額の債券を引受ければそれだけで限度一杯になるわけでございます。これは現実の問題として、運用上資金源の制約が強過ぎるわけでございます。経過的にこの限度をなくすの原則にしたい、そういう意味におきまして債券発行限度の計算について特例を設けたわけでありまして、第九項はその場合の特例の設け方でありまして、

第十項以下はこの長期信用銀行の制度を育成いたしますために、当分の間国が優先株式を持つことがございまして、その十一項以下に規定をいたしまして、その十一項以下におきましてその場合の商法の特例を設けたわけでありまして、例へば商法によりまして無議決権株の総数は全体の株数の四分の一を越えてはならないということになつてゐるわけであり

ますが、現に国がそれを持ちます場合にはその制限内である必要がないわけでありまして、現在例へば興業銀行に対しては一般の民間資本と同額の優先株式を発行いたしております。勸業銀行も同様でございます。そういう意味におきまして四分の一という制限を外すわけでありまして、

十二項は国が持つ前提で以て商法の例外を設けてあるわけでありまして、この譲渡を禁止してゐるわけであり

まして農林中央金庫、商工組合中央金庫の債券発行の規定を改正する必要がございます。現在債券発行法によりまして農中、商中につきましても同じく預金と債券の合計額は自己資本の二十倍を越えないとなっておりますが、この長期信用銀行法におきまして預金をその計算の基礎から外したわけでありまして、それと歩調を同じくいたしまして農中法、商中法におきましても債券発行につきまして自己資本の二十倍を限つてこの債券を発行し得るということを規定いたしましたわけであり

す。第十六項は先ほどの銀行と書いてある場合の特例でございます。特に普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律、日本輸出入銀行法において特別な規定をおいたわけでございます。

十八項、十九項も同じくこの法律の施行に伴ひまして銀行等の債券発行等に関する法律が廃止になりますので、その間の調整を加えたわけでございます。以上簡單でございますが御説明申し上げます。

○委員長(平沼彌太郎君) 只今の御説明に対しては何か簡単に御質問がありましたら……

○波多野君 法律の形式ですが、今聞いていると附則のところは相当重大な修正をやつてゐるわけなんです。今の農林中央金庫の修正にしろ商工組合中央金庫法の修正にしろ、この法律の中の附則でそういう大きな法律の修正をやるといふような法律の作り方ですね、これはだん／＼直して行つたらどうですか。今まで占領下で随分こうい

うことをやつて来たのだけれども。

○政府委員(大月高君) この農中法、商中法の関係はこれに関連いたしました。ここへ関係のないことを入れたという意味ではないわけでございます。現在債券発行法によりまして、第十六條、第十七條、第十八條という規定において農林中央金庫を改正いたしておる。或いは脱替規定をおいておるわけでありまして、第十八條におきまして、この法律の規定が、農林中央金庫又は商工組合中央金庫が発行する債券

についての農林中央金庫法及び商工組合中央金庫法並びにこれらの法律に基合命令の規定と矛盾し、又は抵触する場合においては、この法律の規定が優先するとして農中法、商中法のこれに関する規定が被つてあつたわけであり

ます。従ひましてこの債券発行法がなくなりまして、もとの法律が生きてゐるわけでございますが、これはいわば古くなつておりました、新らしく長期信用銀行の制度ができましたらそれと歩調を合はす必要がある、その限度におきまして農中法と商中法の改正をいたしてゐるわけであり

○波多野君 僕の言いたいののは農林中央金庫法と商工組合中央金庫法の改正がこの附則に出てゐるわけですが、そういう重要な法律の改正を長期信用銀行法案の附則でやらないで、別に農林中央金庫法の一部改正、商工組合中央金庫法の一部改正として出せば

法律を見る人が非常に便利なんです。ね。このようにひよこんと附則の中に入れておくのですから、農林中央金庫法の改正がここにやられておるといふことを知るまでが大変です。そういう点、法律の民主化という点からい

て独立にやつたらどうかという意味です。

○政府委員(大月高君) 農中法、商中法の改正はこの金庫自体の問題としていふ／＼検討いたしておるわけでございます。いずれ全般的検討が終りましたら大きく改正する機会もあるかと思つております。従ひましてそれまでの暫定的な措置として取りあへずこへ入れさして頂いておるわけであり

○波多野君 いやそういうやり方が、ほかの法律の中にひよこんとしつてしまつて、而も附則の中にしつてしまつて、重要な農林中央金庫法などの一部改正をやつてゐるというそのやり方が、国民が法律を知

る場合に非常な不便を感じる。それは役人だけの法律になつておることになつてしまつて、こんなことをやつてゐると……戦後の法律を見てゐると皆こういうのが多い。我々だつてわけ

がわからなくなつてしまつて。どこで修正されてゐるのだから、そういう複雑な構成といふものは簡単に變えて、今の法律においてはこういう修正案なりその法律自体について修正もやるべきで

あつて、ほかの法律に関連させて、ほかの法律の附則の中で修正をやるなんて、そういうやり方は非常に法律を民衆に理解させるという点からいつてまづいと感したのです。

外の面におきましても輸出銀行法、それからいわゆる普通銀行等の兼業の法律、租税の法律、そういうものがございまして、これを一々單行法で出す

ということは、逆に法律の數も多いうようなことになりまして、便宜に従つておるわけでございますが、考え方といつたしましては、御趣旨の通りその本来の法律の改正のほうが建前としては結構だと存じます。でき得る限りそういうように努力はいたしたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に日本開

○波多野君 日本開

日本開

る法定出資との合計額が、日本開

の資本金といふことに相成つてお

ます。而して銀行法によりまして、

更に日本開

大蔵大臣の認可を受けてその資本金を増加することができるといふことに相成つておる。現在の日本開

います。

改正の第二点は、業務に関するものでございまして、第一ページの終りから三行目にございまして第十八條第一項云々の改正でございます。これは現在開業銀行が行なつておりますいわゆる肩替り業務に対して技術的な改正を加えたものでございまして、御承知のように現在の開業銀行の肩替り業務は、私企業に対して銀行からの借入金を返済するために必要な資金の貸付、いわゆる返済資金の貸付という形をとつております。勿論今回の改正によりまして銀行から直接貸付債権の承継を受けるということにいたしましたのでございまして、第一ページの終りから二行目に「その他の金融機関の開業資金の貸付に係る債権の全部若しくは一部を譲り受けること」というのが只今御説明いたしました肩替りの技術的な改正の趣旨でございます。

改正の第三点といたしましては、二ページの最初から三行目の四というところに「開業資金に係る債務を保証すること」というのがございまして、これはいわゆる債務保証業務でございまして、開業銀行が現在資金の貸付及び杜債の引受をやつておりますのに加えて債務の保証を行うこととしたのでございまして。

改正の第四点といたしましては第二ページの終りから三行目にございまして債務保証等の限度でございまして、これは只今御説明いたしました債務保証につきまして限度を設けたのでございまして、その限度は債務保証と、あとで出て参ります借入金との合計額が自己資本を超えてはならないということにしたのでございまして。債務保証にいたし

ましても、或いは資金の借入にいたしましても、開業銀行としては将来に負担を残すものでございまして、それにつきましては資本金と準備金との合計額を限度とするのが適当であると考へてこれをおきました次第であります。

次に第三ページでございまして、第十九條第一項及び第三ページの一番終りの行にございまして第十九條第二項の改正、これはいづれも債務保証或いは貸付債権の譲受というような業務の改正に伴う整理の規定でございまして、説明を省略いたします。それから第四ページの初めから四行目の第二十條中の改正でございまして、これも債務保証或いは債権の譲受等に関する規定が入りましたので、業務方法書の記載事項を改正したので整理の規定でございまして。

次に改正の第五点といたしましては、第四ページの終りから四行目の第二十一條の改正でございまして、これは現在の開業銀行は業務委託金融機関といたしましては銀行だけになつてゐるのでございまして、将来における業務の断続的な運営も考慮いたしまして「銀行その他の金融機関で大蔵大臣の指定するもの」に業務を委託することができるといふふうに改正する趣旨でございます。それから第四ページの一番終りの行の第二十四條第二項の改正は予算の規定でございまして、やはり債務保証或いは債権譲受等の規定に伴う整理規定でございまして。

改正の第六点といたしましては、第五ページの最初から三行目の第三十六條の改正の規定でございまして、この改正の規定は国庫納付金制度を設ける

こととしたのでございまして。これは輸出銀行法の一部改正の際に御審議があらまされたのと全く同趣旨でございまして、開業銀行の毎事業年度の「利益金のうち百分の二十」、或いは「貸付金の残高の百分の七」、「いづれか多い額」を納付金といたしまして、残高は国庫に納付するということにしたのでございまして。第五ページの終りから三行目「第三十六條に次の二項を加える。」の規定は今御説明申し上げたのを改正法文で書いたわけでございまして。

改正の第七点といたしましては、第六ページの最初から五行目の「資金の借入」のところをございまして、開業銀行は現在資金の借入をすることは法律上禁止をされておりましたが、今回の改正によりまして日本開業銀行は「業務を行うために必要な資金の財源に充て、政府から資金の借入をし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入をすることができ、この規定も輸出銀行法の一部改正について御審議願ひましたのと同趣旨でございまして、従来の借入の限度の規定を解除いたしまして借入をすることができるといふことにしたのでございまして。

それから第六ページの一番終りの行の……。

○小林政夫君 新旧対照表によつて説明したほうがわかりいいのじやないですか。

○説明員(橋口收君) それでは新旧対照表によつて説明を続行いたします。

次の改正は第四十四條の第三項の改正であります。これは今回の改正に伴う整理の規定でございまして、説明を省略いたします。次に四十六條「政

府貸付金」を「復興金融庫関係の政府貸付金」といふふうに題を改めまして、第四十六條第二項を削除いたしております。これはあとで御説明いたしますが、見返資金特別会計からの貸付金の承継に關連いたしまして現在の復金の関係の政府貸付金とほぼ同性格の政府貸付金が増えて参ります。従いまして第四十六條は復興金融庫の政府貸付金であるということを示したもので、第二項はその政府貸付金に對して毎年度政令で定める利率、計算の方法及び手続で利子を政府に払うということに相成つておりましたが、あとで御説明いたしますように、この政府貸付金はこの法律が通過いたしました際に、是が及の速かに開業銀行の資本金に一括して振替える措置をとることとしたのでございまして。従いまして昭和二十七年年度におきましても政府に對して利子を支払うという義務を一応この規定を削除して免除したのでございまして。

次に第四十七條の改正でございまして、第四十七條の規定は非常に長い規定でございまして、一口で申し上げますならば、復金から開業銀行が復興金融庫の権利義務を承継いたしましたときに、その資本金は政府からの借入金というようにいたしたわけではございまして、而うしてその借入金は毎事業年度の毎四半期に復興関係の貸付金について回収がございまして、その回収に相当する額を順次資本金に振替えることとして行くことに規定したものでございまして。その規定が第四十七條でございまして。而うして今回の改正によりまして、毎事業年度、毎四半期についてそれ／＼一定の額を資本金に振替えるのでなくて、一括して貸付金

を資本金に振替えるという規定をとりましたので、第四十七條の改正のところにございまして、昭和二十七年十二月三十一日、本年末までに政令で定める日に貸付金を資本金に振替えるということになるわけでございまして、その振替の行われましますまでの間は従来と同じように毎四半期ごとに法定出資が行われるというのが第四十七條の改正の趣旨でございまして。

次に第四十八條の改正、第八点といたしまして法定出資でございまして、この法定出資は今御説明申し上げましたように原則は現在の開業銀行の貸借対照表にございまして政府貸付金、即ち復興金融庫の資本金に相当する額を、一定の日に、政令で定める日に日本開業銀行の資本金に振替えるという趣旨でございまして、ただ開業銀行の現在の政府借入金には端数が付いておりますので、その端数の整理をするのが第四十八條の改正の趣旨でございまして。

即ち第四十八條によりますと、第四十六條の政府貸付金と申しますのは、開業銀行と復金と合併した日即ち本年の一月十六日における政府の貸付金、金額にいたしまして八百五十二億二千とんで三十六万七千円というところになつておりますが、その貸付金のうち百万円に満たない部分に相当するもの、即ち三十六万七千円を除いた八百五十二億二千円が指定日において政府に返済されたものと、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する額がその日に政府の一般会計から開業銀行に出資があつたものとする。その出資があつたものとされた額が先ほど御説明いたしましたように資本金の額に加算されるわけでございまして。第

四十八條第二項におきましては、今御説明申上げました切捨てられまして三十三万七千円についてどういふ措置をとるのかというのが第二項でございまして、切捨てられた三十三万七千円は一応準備金として積立てるといふ措置をとることといたしまして、第四十九條の改正は整理に関する改正でござい

す。次に改正の第九点といたしまして第四十九條の二項でございまして、これは見返資金特別会計の私企業に対する貸付債権は将来日本開発銀行が承継するという規定でございまして、ただその承継の時期、内容及び順序につきましては政令によつて規定するということにいたしております。第四十九條の二の第二項は、今御説明いたしましたように、米國対日援助見返資金特別会計の私企業債権を日本開発銀行が承継いたしました場合には、その承継した債権の額に相当する額が同じ日において政府の米國対日援助見返資金特別会計から日本開発銀行に対して貸付けられたものとすると規定でございまして、即ち承継債権に相当する額は政府からの開発銀行に対する貸付金ということになるわけでございまして、それが第二項でございまして、第三項の規定は、そのようにして開発銀行に対して政府が貸付をいたしました場合には、日本開発銀行は政府に対して一定の利率計算の方法手續等によりまして利子を支払わなければならないというふうな規定でございまして、第四項は更にそのようにいたしまして見返資金特別会計から日本開発銀行に対して貸付けられた貸付金が、将来適当な時期において更に法律の規定によりまして日本開発銀行

に対する出資金に振替えるという規定でございまして、最初に御説明いたしました見返資金関係の法定出資というものが四十九條の二の第四項の規定でございまして、ただ出資金に振替わる時期等につきましては将来の情勢の推移に待つ必要もございまして、政令に一応委ねたわけでございまして、それから改正の第十点は四十九條の三でございまして、只今御説明いたしましたようにして米國対日援助見返資金特別会計から私企業債権を開発銀行が承継した場合には、その承継した債権の管理及び回収に関する業務を行うことができるといふ規定でございまして、四十九條の三の第二項は、見返資金から承継した私企業貸付に關しましては、日本開発銀行は、現在見返資金特別会計が業務を委託しております銀行、信用金庫、農中、商中、対しまして業務の委託ができるという規定でございまして、第三項は、業務の委託を受けた金融機関に対する会計検査院の検査等の準用の規定でござい

ます。第五十一條は罰則の整理に関する規定でございまして、説明を省略いたします。最後の附則でございまして、第二項の国庫納付金の規定は昭和二十七年から適用するという趣旨でございまして、これは現在となりましては当然のこととございまして、法律案を提案いたしました当時におきましては昭和二十六年でございまして、一応この規定をおいたわけでございまして、それから附則の第三項は、法律案を提案いたしました当時昭和二十六年でございまして、復金関係の政

府貸付金に対して利子をとらないという規定も、昭和二十七年におきましても改正前の規定は適用がなくて、言ひ換へれば利子は支払わなくてよろしいという規定でございまして、附則の第四項、第五項、第六項は所得税、法人税、地方税の免税の規定でございまして、国庫納付金制度を設けましたに伴いまして、所得税、法人税及び地方税中の附加価値税及び事業税を免税することといたしまして、従つてこの規定も附則第二項によりまして昭和二十七年事業年度から適用されるのであるという規定でございまして、以上簡單でございまして、日本開発銀行法の一部改正の内容を御説明申上げました。

○小林政夫君 ちよつと簡單に一点だけ、いづれ詳細は何れませんが、この外資を借入れることができるということになつておるのですが、この借入れた外資に対する責任は、若しこの開発銀行が払えないという場合には、当然國家が保証したと同じ効果があるのかどうか、その点をはつきり。

○説明員(橋口收君) 日本開発銀行は御承知のように全額政府出資の政府金融機関でございまして、將來に開發銀行が外資を借入れますとき、何らかの理由によつてその外資を償還することができないというふうな事態に立ち至りました場合には、全額政府出資の政府金融機関の性格上、政府が何らかの措置をとつて返済することに相成ろうと私は考えております。

○小林政夫君 特に聞くのはあなたはその法律を作るときに、その点を十分研究したのですか。法的に疑義がないのですか。當然政府が責任を負うという、外國のこの開發銀行に金を貸さうという投資家から見て、これは大丈夫だと保証して安心が得られる説明がつけられるか。

○説明員(橋口收君) 御承知のように電源開發促進法におきましては開發公社の社債の發行等にも政府保証の規定でございまして、開發銀行につきましても保証の規定は別段この法律には規定してないわけでございまして、ただ先ほど申上げましたように開發銀行は全額政府出資の金融機関でございまして、政府が只今御指摘のあつたような場合には當然政府が責任を負ふべきものであるというふうに考えて、この法律案の改正につきましては特に政府保証をつけるといふようなことは規定しなかつたでございまして、

○小林政夫君 政府が保証する以上は、例へば今これが提案されてこれが通るか通らないかわからないが、電源開發の特別会社、これについても予算の定める範圍において保証をする、こういうことになつておる。そういう規定がなければ、あなたのようにこれは全額政府出資のまあ特殊法人なんだから當然政府が責任持つべきであるというところは常識的には考えられても、本當にこの開發銀行に金を貸さうという相手は納得しないじゃないか。やはりその電源開發促進法にある特殊会社に對してきめられておるような一條を入れないと十分相手は納得しないということについてなお研究をして次回に答弁願いたい。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に國民貯蓄債券法案について内容説明を願います。○説明員(高橋俊英君) 國民貯蓄債券法に關しまして大体條を逐いまして御説明申上げたと思ひます。この貯蓄債券は初めて發行するわけではありませんが、今までに大きく分けて三回發行した経験がございまして、日露戰爭當時、關東大震災における復興貯蓄債券、それから支那事變以後太平洋戰爭における貯蓄債券、まあ大きく分けて三回發行した経験があるわけでありまして、資本蓄積、大きく申上げれば、まあ資本蓄積を幾分なりと簡易保險とか政府の行いますいろ／＼な資金吸收の方途がございまして、そのほかにまあ從來の経験もあつたので、こういう種類の特別な債券を發行することによつてそれだけ余分に資金の吸收ができれば結構である、という趣旨に出るわけでございまして、勿論嚴密に申しますときには、こういうものを發行することによつて、その分だけ純粋に、ネットにプラスになつたかどうかという点は非常に判定はしにくいことでございまして、やはりいろいろ形の違つた方法をやればそれだけの効果はまあ期待できるのじゃないか、こういう趣旨に出るわけでございまして、又一方でこの資金に對する需要の間におきましては、特に政府の資金を主として行ひますところの電源開發等には見返資金の新たな蓄積もございまして、又一般會計からの支出ということもそう大きくは期待できない現状でございまして、こういうものを出してそれによる資金をそち

らのほうに廻すと、こういうことが資金の需給関係からも必要になつて参つたわけでございます。これが債券の発行の主なる目的でございます。

この債券につきまして今回は発行の限度を定めておりますことと、それから方法といたしまして実質的には政府の資金になるという点は従来と何ら変わりはありませんが、従来ははたしめ合も日本勧業銀行をして発行せしめましてそれを当時の預金部に預入させるという方法をとつておりましたが、今回ののは政府の直接発行でございます。

すでに勧業銀行というものも特別銀行ではございませし時にこれを選んで発行させなければならぬという理由もございませぬので今回は直接に政府が発行を行うことといたしました。又その限度でございませぬが、ここに書いてあります非常面に書き方でございますが、その意味は要するに一年間の純増の残高の総額が百億円を超えない範囲でやるといふことにいたしてあります。非常に消極的なような印象を與えるものでございませぬが、一面におきましてこの債券の持つ特徴その他から考えまして、こういう債券を余りに多額に発行することは結局は他のいふ／＼な資金源との競合を来いたします。資金の横流れというふうなことになるつて意味がない場合がある。戦争中のような非常に積極的な貯蓄の傾向がある場合にはかような消極的な態度は好ましくないかも知れませんが、今の段階で申しますと、まあ資金コストも余り安くなりませし、そういうものを多額に発行して、一方で郵便貯金や何かぐわれてしまふということでは全体として資金のコストが高くなる

だけで余り意味がない。そういう意味からして百億円という純増の範囲内でやりたいというふうな考へておるわけでございます。

で、この資金は本来政府が直接発行するものであります以上、これは一種の国債であることは申すまでもないのでございますが、これを普通の国債のように扱いますという／＼不便もございませぬ。そこでこれは国債ではあるけれども通常の国債とは全く違つた扱いをするこゝになつておりました。この売上金は資金運用部資金とする。現在の規定によりまして資金運用部資金というものは、預託された金を中心といたしまして資金運用部自身の余裕金や積立金等から成つておるわけでございますが、そのほかにこの発行による収入金を資金運用部資金とする。こういう意味は一般会計の歳入ということにしない、或いは普通の予算に計上せられるところの歳入金とはしない、歳入歳出外現金として扱うという意味でございませぬ。これを資金運用部資金として把握いたします関係上、これを償還いたします場合には、最初の売上金に相当するものは資金運用部資金から払出します。又発行価格と償還価格との差額、つまりいわば利子に相当するものは資金運用部特別会計の負担とする。資金運用部特別会計の歳出となるわけでございませぬ。いわば元本に相当するものは資金として歳入歳出外現金として払出され、利子に相当するものは資金運用部特別会計の歳出とする、ちよつとややこしいのでございませぬが、そういうことになつております。

勿論これを発行いたします場合の経費も償還の場合の経費も資金運用部特別会計の歳出となるわけでございませぬ。この債券の殆んど大部分と申上げてもよろしいのですが、私どももいたしましては、いわゆる庶民金融機関の御協力も得るつもりではあります。大部分郵便官署で売りさばくというこゝにいたしておりましたので、その郵便官署が取扱つた貯蓄債券の手数料は資金運用部特別会計から郵政事業特別会計に繰入れるという形で以て支払うということにいたしておりました。

次に発行の条件でございませぬが、これは無記名の債券でございませぬ。額面金額はその目的が主として零細な資金の吸収ということでありませぬので額面において一万円以下、従ひまして売価は額面より一円以下、従ひまして下廻ることになります。実行上は大体売価額が千円のものを中心としたいというふうな考へております。それだけでは十分な場合には、売価額において五千円程度のものまで考へてよろしうが、種類をあまり多くいたしませんでせう。二種類以内というふうな考へております。この債券の狙ひは多少とも長期に安定した資金を獲得したいというこゝでございませぬので、償還期限は五年といたして一応いたしておりますが、現在のいふ／＼な債券或いは社債等の例を見まして五年というものが最も長いのでありまして、これよりも長くするということは現状ではまあ実情に即しない。実際はそういう五年の間金を本場に寝かしておくといたすの落着きがあるとは考へられませぬ。そのためにそのあたりのほうで別上上の規定を作つたわけでございませぬが、最終償還期限は五年ということにしたわけであります。この債券は割

引の方法で売出しますし、場合によつて或いは割増金を付することができるとになつておりますが、実際は割増金を付けて最初はやらないというふうな構想であります。併し法律の上では一応かようなゆとりをつけて頂いたほうが便利である、かような意味でこの規定といたしましては割増金の規定をつけております。

そういう條件の今度は詳しい問題でございませぬが、これは政令で定めることになつております。今のところの考へといたしましては、これが五年の期限のものであるというこゝを考慮に入れます。大体額面金額は千四百円、それを千円で売出すというふうな考へをいたしておりましたので、これによつて計算いたしますと六分九厘四毛程度の利廻りになるわけであります。最終まで持つておればそれだけの利廻りになるわけでございませぬが、途中でこれを売却いたします際にはそれよりもはた下廻るといふふうなことを考へております。この金利の利廻りの点につきましては、一般の金利水準というものをも十分考慮に入れます。それとの権衡を失しないようにするわけであります。只今申上げた程度のものでございませぬが、例えば興業債券の割引も、或いは商工債券の割引ものと比べますれば期限は五年であつて、民間のそういう類似した債券の場合には一面で貯蓄債券よりも少し利廻りがいいという状態でございますからして、七分を下廻る程度であればさほど高いとも言へませし又一概に低いとも言へない、大体その程度であれば何とか売りますことができるのではないだらうかというふうな考へております。併し

それよりも下廻ると売りさばくことが非常に困難であることは認めます。

それから問題の買上はこゝにただ買上ができるという規定があるのございませぬが、これは一定期間経過後におきましては所持人の請求に応じて買上ができる、この制度は実はアメリカにおける貯蓄債券の例をまねたといつてもよろしいのでございませぬ。アメリカの或る一つの貯蓄債券の例では二カ月間振置きましてその間は買上げたいと思へませんが、そのほかはいずれも政府に対して売却できるということになつております。つまりそういうことによつて零細階級が五年間必ずその資金を据置かなければならぬというふうな不便を除く。それが結局或る程度この債券の売りさばきを容易ならしめることになる。而もその條件はだん／＼に條件がよくなつて来て最終まで持つておれば最もいい條件になる。途中で政府に買上を請求すれば利廻りは大分下つて来るというふうな方法を講じまして、できるだけこれを長く所持人が保有するようになつてほしいと考へております。

次は取扱機関といたしましては先ほど触れましたが、主としてはこれは郵便官署で売りさばくつもりでございませぬが、予算の上で申しますと、実際はこの売上総額が、今年度は一部若し買上げをするような場合でも手取り六十億円という計画をいたしておりましたから、その六十億のうち、予算上はこの手数料を計算いたします場合には九割五分は郵便局でございませぬ、あとの五分だけは庶民金融機関で扱つて頂く、こういうことになつております。実際のところ郵便局以外の相互銀行、信用金

庫或いは証券業者、こういう機関のかたぐい、どの程度売りさばきを希望されるかということがよくつかめません。そこで大事をとりまして郵便官署の分を非常に多く見たわけでありまして、どんなことがあつても五割ぐらゐであればこれは金融機関にも売りさばいて頂くことができるのではないかと考えております。この売りさばきの場合には相互銀行や信用金庫その他政令で定める金融機関につきましては売りさばきのほうはお願ひするのでござりまするが、買上をしたり償還をしたりするといふような事務はそれらの民間の機関では行いませんで専ら郵便官署でやる。これはいろいろ償還や買上に伴うところの資金の交付関係、或いはその手数料その他の関係を考慮いたしまして売りさばきの場合にはできるだけ広範囲にいろいろな機関を利用したいのでござりまするが、償還はそう一時に売りさばきの場合は短期間に行うとは考えられませんが、郵便官署は全国に一万四千以上もござりまするでこれが一向不便はないと考えております。

それから貯蓄債券収入金の運用は目的の際に申上げましたように、これは電源開発その他の資源の開発となつておりますが、当時突を申上げますと電源開発公社の構想がまだはつきりきまつた段階にありませんので、ここに資源の開発というふうに直してございまするが最初は電源の開発とまあ書いてあつた、これは資源の開発というふうにして一応電源開発以外のものも含むように書いてあります、実際上はこの程度の発行手取額でありますならば、恐らく当分の間全額を電源開発に

使うことになつて他のほうに廻るだけの余裕はないと思ひますが、まあ電源開発のほうに一段落してなおかつ資金の需要が下つてゐる、こういう国家資金を導入する必要があるという場合に、この貯蓄債券発行を継続して行く。そういう場合には他の重要な産業施設の建設を図るために運用が必要であるのでござりまするで、多少電源開発以外のほうにも幅広く規定してございます。勿論これは資金運用部資金法の規定によつて運用するのであります、その理由は、一応全体をプールされておりますからして特にこれだけについて特別勘定を設けてどうこうするといふ意味ではございません、目的がそういうふうになつておればよろしいといふことでございます。それからその次は細い規定になつて参りまするが、第八條は、大蔵大臣は貯蓄債券の償還金、割増金に支払うに必要な資金、貯蓄債券の買上に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができ、これは非常に技術的な規定でございます。

この次に消滅時効はそれほど特別な例ではございませんが、償還年月は償還金については十年、割増金については五年といふことになつております。先ほど申しましたように割増金を直ちにつける考えはございませんが、つけた場合には割増金に対しては所得税を課さないことにしております。なお十一條におきましては、この債券は一種の国債であるけれどもかように資金運用部資金としてこれを運用いたします関係上、一般の国債に関する法律は適用しないほうがよろしい

ことになりまして、関係の法律をここに挙げましてそれを適用しない、ただ国債整理基金特別会計法の適用に関する限りは国債でないものとみなすという規定をいたしております。つまりこれを発行償還いたします場合には、普通の国債でありますれば国債整理基金特別会計に一ぺん入れましてそこから歳出としてもう一ぺん支払うということになつておりますので、これは前にありましたように、元本は資金運用部資金から払出し、利子に相当するところの金額は資金運用部特別会計から支出するといふことになつております。全然普通の国債の取扱とは違つておきます。なおこの関係法律のうちで国債に関する法律等の障害から起つて来る結果といたしましては、紛失した場合には通常の国債のような救済の規定を除外することになつております。これは無記名でありまして、額面千四百円或いは売出価額千円といふような非常に小額なもので枚数から申しましても相当な枚数になります。それらにつきましてその無記名債券を紛失した場合において、一々これを普通の債券のようにな扱いをいたしまして救済をするといふことになりまして、丁度通貨をなくした者に対してこれを無効にするといふようなことは流通を阻害するといふことになりまして、まあ通貨とは違ひますけれども無記名の小額のものであつて紛失の場合にも救済の規定はないわけではございません。丁度通貨をなくした場合と同じことになるわけでありまして。

それから十二條は日本銀行に事務の一部を扱わせることができるという根拠規定でありまして、この規定があれば当然日本銀行がその事務の一部をやるといふことになるわけでありまして。次の附則の点は、関係の大蔵省設置法を改正いたしましてとにかくその権限をただ加えただけでありまして、つまり特に内容に関するものはないのでございせん。

以上で簡単にございしますが御説明を終ります。

○油井賢太郎君 資料の要求ですが、資金運用部資金の資金の運用状況の明細をお出し願ひたい。

○木村義八郎君 簡単にちよつとお尋ねします。これと財政法との関係ですが、どういふことになりましてか。第一は、財政法十四條の歳入歳出はすべて予算に計上しなければならん、その予算の問題ですね。それからもう一つは、これはまあさつきのお話の公債と償還することになるわけですが、それと、そういう場合の公債の対象になるのか、公債償還ですか……

○説明員(高橋俊英君) 財政法との関係におきましては、これは一般の国債の例外となるといふふうに考えております。法律の解釈をいたしまして、これはこの法律によりまして、財政法であれば国債の償還は皆歳入歳出に計上しなければならん。それを資金運用部資金といふのは元来一般の歳入歳出からの例外を原則としております。その意味になつております。ですから歳入歳出とはいふ意味でありまして、この例外であります。従ひまして償還の場合にも、今までの剰余金の半分を償還の資金にするといふことも対象になりません。資金運用部資金か

ら払うといふ規定を入れております。資金から払う、元来利子に相当するものは資金運用部特別会計の負担となりその歳出となる、こういうことになつておりますから。又第十一條の二項におきましては、「国債整理基金特別会計法の適用については、貯蓄債券は、国債でないものとみなす。」というふうにして一切普通の国債とは違つた取扱ひといふふうになつております。

○木村義八郎君 それはまあわかりましたが、違つた取扱をするといふことはわかつたのですが、この国債の資金の使い方が成るほど御説明の通り違ひます。併し債券の性格そのものはやはり国債でこれは日本銀行のやはり担保になるわけですね。そういう普通の国債と同じようにこれは担保力もあるし融通力もある、こういうふうに見ていわけですね、性格については。

○説明員(高橋俊英君) 関係法律から申しますと、この国債関係の法律を一切排除しておりますので、この貯蓄債券法に書いてあるような性格のものになつてしまふ、一段の国債としてのそれとは非常に違つたことになりまして、例えば国債につきましてはいろいろ紛失の場合の規定もございますし、まあこの債券が国債であるかないかという点が非常にデリケートな問題になります。つまり国が發行して国の債務となるという点においては、これは国債でございまして、併しいわゆる国債ではないといふことも言えるわけではございせん。非常にむづかしいことになり

ます。

○木村義八郎君 まあわかりました。それは後で伺ひます。

ら払うといふ規定を入れております。資金から払う、元来利子に相当するものは資金運用部特別会計の負担となりその歳出となる、こういうことになつておりますから。又第十一條の二項におきましては、「国債整理基金特別会計法の適用については、貯蓄債券は、国債でないものとみなす。」というふうにして一切普通の国債とは違つた取扱ひといふふうになつております。

○木村義八郎君 それはまあわかりましたが、違つた取扱をするといふことはわかつたのですが、この国債の資金の使い方が成るほど御説明の通り違ひます。併し債券の性格そのものはやはり国債でこれは日本銀行のやはり担保になるわけですね。そういう普通の国債と同じようにこれは担保力もあるし融通力もある、こういうふうに見ていわけですね、性格については。

○説明員(高橋俊英君) 関係法律から申しますと、この国債関係の法律を一切排除しておりますので、この貯蓄債券法に書いてあるような性格のものになつてしまふ、一段の国債としてのそれとは非常に違つたことになりまして、例えば国債につきましてはいろいろ紛失の場合の規定もございますし、まあこの債券が国債であるかないかという点が非常にデリケートな問題になります。つまり国が發行して国の債務となるという点においては、これは国債でございまして、併しいわゆる国債ではないといふことも言えるわけではございせん。非常にむづかしいことになり

ます。

○木村義八郎君 まあわかりました。それは後で伺ひます。

ます。

○木村義八郎君 まあわかりました。それは後で伺ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。

設備輸出為替損失補償法案について内容説明を聴取いたします。

○政府委員(石田正君) この法律案の趣旨につきましては、提案理由の説明におきまして概要申し上げてはありますが、なおこの際若干の補足をするという意味におきまして條を逐つて御説明申し上げたいと存じます。

第一條は、この法律の目的といたしまして、重要物資の輸入に貢献するところの設備の輸出者が、為替相場の変更に伴ひまして受ける損失を補償するということを定めたものでござい

ます。第二條は定義でございするもので、説明を省略させて頂きたいと思

います。第三條であります、為替損失補償契約というものは、政府が、設備の輸出をする者又はその損益が実質的に帰属いたします立場にある製造業者を相手といたしまして締結することとな

つていのでありまして、なおこの設備輸出の対価というものは分割払というものが原則でございす。従いまして補償契約というものを分割払の各部分ごとにそれ／＼その受領予定までの期間について締結する、かようにいたしまして結局一つの輸出について数本の契約ができる、かようなことにいたしたいと考えております。それから補償契約の対象となる輸出といたしましては、第一項におきまして限定をいたしておるのでございする

が、これは要するに重要物資の輸入市場を国際收支上有利な地域に新しく開拓するという場合が一つ、それからもう一つは、従来ありますところの輸入市場を国際收支上有利な地域に転換するということになります。場合、かような二つに分けておるわけにございす。それから第三項におきましては、各補償期間は五年以内といたしまして、たとい後で申上げます九條第一項の規定によりましてその延期が行われる場合におきまして、通算して五年を超えることができないものといたしてお

ります。それから同じ第三項におきまして補償契約の総額に限度を設けてございするが、これは補償契約の対象となつた輸出対価の額の累計総額というものが百億円を超えない限度内において、政府が補償契約を締結するとい

うことといたしたのでございす。次に第四條でございす、これは補償料に関する規定でございす。補償料率は政令で定めるといふことになつておりますが、これは大体年二%というのを予定いたしております。次

第でございす。それから第五條と六條のこの二つの條文は補償契約の内容でございす。條文は、これによつて補償金を支払うとか、或いは納付金を徴収するとかいふことが行われるわけにございす。大

体為替相場が変更いたしましたために、輸出者が受取るころの代金に初めの予定より不足を生ずるといふと

きには、政府がこれを補償する、逆に過剰となるといふような場合には、これを政府に納付せよといふことと

ございす。第六條におきまして輸出保険との関

係について規定してございす。これはこの補償契約を締結いたします業者は、通常輸出信用保険をかけておるものであります。従いまして、そのほうの原因で輸出の対価を輸入者が利用できなくなつた、そうしてその保険に基いて保険金を充用するといふような場合におきまして、仮に為替相場の変更がございまして、その関係においては損失を補償する、或いは利益を納付するといふような筋合になるということ

が予想されるのでございす、そういう場合におきましては、保険金が支払われた部分に対応する輸出対価について、補償金の交付とか或いは納付金の納付とかいふような規定を適用すること、この規定を設けたわけにござい

す。それから第八條、九條及び十條につきましては大体お読み願ひますれば自明のこととございまして、改めて説明する必要もないかと存ぜられますので省略させて頂きまして、次に第十一條について御説明申し上げます。

第十一條は、補償契約の対象とした輸出為替については、為替の売予約を禁止するといふこととござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

ます。これは先ほども申したのでございす。これは先ほども申したのでござい

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。それではこの程度にして一時半から委員会を再開いたします。

午後三時三十九分休憩

午後二時十一分開会

○委員長(平沼彌太郎君) それでは午前に引続いて委員会を開会いたします。

貸付信託法案について質疑を行います。

○波多野君 この信託法の第八條ですがね、政府委員のほうでこの受益権の云々とする、「受益証券をもつてしなればならない」といふ意味はどういうのですか、これはわざとこんなことを書いてあるのは……

○政府委員(大月高君) 第八條におきまして、「受益証券をもつてしなればならない」と書きまして、これは、受益権の譲渡及び行使は受益証券を以てするといふこととございまして、この権利が有価証券たる受益証券に化体されてい、こういうことを意味して

るわけにございす。従つてこれは持参人払いの証券であるといふ意味でございす。

○波多野君 そうするとあれですか、持参人払いの有価証券だといふといふことを、この受益証券で現わして

いるといふことを確認する意味で第八條を設けたところのうことですか。

○政府委員(大月高君) この受益証券にはこの規定にもございす。但し、

に、第二項は「無記名式とする。但し、受益者の請求により記名式とする」とございす。とございまして、無記名式と記名式と二種類に分れるわけに

ございす。そのうちの無記名式は今申

す。

上げましたような持参人払いの有価証券であるという事を明示いたしまして、ただ「記名式の受益証券をもつて表示されるものを除く外」とございまして、記名式の場合にはどうかと申しますと、この権利の行使に過ぎないという事を裏から表示しているわけでございます。

○波多野君 記名式と無記名式は同じ銀行或いは信託会社が同一の信託契約に基づいて二種類、この二種類を出すことができるのですか。

○政府委員(大月高君) 原則として発行いたしますときに無記名式で出すわけでございますが、請求がございましてならば記名式にするという趣旨でございます。

○波多野君 それからこの受益証券の流通性の問題ですがね、第十條ですか、それが書いてあるのは……これは無制限に流通いたしますか。

○政府委員(大月高君) 無制限に流通するわけでございます。

○波多野君 そうしてこれはですね、受益証券については一定の時価というものが生れて来るのじやないかなあ、そうすると……

○政府委員(大月高君) 有価証券でございますまして、而もこれの報酬は実績配当ということになっておりますので、配当の高いものは時価として高く譲渡されるということになると思ひます。

○波多野君 これはあれですか、私はよくわからないのだが、今の投資信託なんかの信託証券と言いますかね、あれなんかもこういうふうな時価が出てくるはずですかね。ああいうものはどこで定まるのですか、どういふふう

にして……

○政府委員(大月高君) この貸付信託の受益証券と証券投資信託の受益証券との違いとところは、証券投資信託のはうは運用の対象が有価証券でございます、主として株式でございます。

株式は証券市場において種々時価の変動がございしますので、従つてこの証券投資信託で表示される受益証券は、株価の変動に応じて実質元本の面によって報酬が変動するといふ二つの変動要素を持っております。従つて現在に証券の時価といたしまして、相当の変動があることは予想されるわけでございますが、ただ数種類、数十種類の株式が入つております関係上、比較的その変動が調整されるという点が株式と異なつてゐるわけでございます。

この貸付信託のほうでは、單に報酬の実績配当という点の変動があるだけでございまして、元本は貸付に運用される結果、元本については変動がないといふことを一応予想していいと思ひます。

○波多野君 そういふ変動をする時価ですね、時価はどういふふうにして形成されてゐるかというのを聞きたいのです。

○政府委員(大月高君) 証券投資信託のほうは、主として株価の変動に応じて変動すると思ひます。現に五千円で売られてゐるものが今七千円見当現実にいたしてあります。併し貸付信託のほうは、一般の例えば割引興業債券のほうは預金の利子、そういうもののとの

比例において逆算して時価が算出されるだらうと思ひますが、これは将来の見通しにもかかわるわけでございますので、ただ幅が比較的少ないのであらうという以外には、具体的に出来ないうとわからないのです。

○波多野君 ちよつと質問のあれが外れてゐるのです。つまり株式の国債である、証券取引市場でそういうものが形成されますね。そういう時価が常にこういう受益証券などはどういふふうになつてきまつてゐるかといふことを聞きたい。どういふ機構でできまつてゐるか。

○政府委員(大月高君) これは譲渡性はございまして、特に証券市場において取引されるという事は、そう多数は予想されないわけでございますが、若し相当量が出まして、現にそういう需要供給が非常に多くなるといふことになるれば、当無有価証券でござい

ますから、証券取引所によつて上場は可能でございまして。但しこういう変動が少いことが予想される証券は、証券市場でそう多量の需要と供給によつて取引されるという事は一応は予想されておらないのでございまして。

○波多野君 今の投資信託の受益証券ですね、あれは取引所に上場されておりますか、どうなのですか。

○政府委員(大月高君) 今現実に上場されておられません。一般に売りたい人は証券会社のほうで買つております。

○波多野君 十一條、その次の條でですね、この第九頁の最後の行ですが、十一條の「その固有財産をもつて時価により」という、その固有財産といふのはどういふ意味ですか、わざ／＼そ

ういふことが書いてあるのですが、受託者が買戻す場合ですか。

○政府委員(大月高君) それはただ受託者といふことを示す意味に書いたわけでございます。受託者は結局は信託会社でございしますので、それは信託財産と固有財産と二つに分かれます。

それでこの証券に基く財産は信託財産でございまして、これをその信託会社の自己の責任において、その責任に帰属する財産を以て買取るといふことを示すために固有財産という表現を使つたわけでございます。

○岡崎眞一君 ちよつと今日の貸付信託と少し離れる問題なんですが、ちよつとこれはまあ伺いたいのですが、前に投資信託がありましたが、あれは証券業者が発行してゐる、それでこれは少し理論的な問題でございまして、あれはむしろ証券業者がああいうものをやるというのでなしに、その信託会社なり或いは投資信託をやるような別の会社がこれやるべきであつて、そうしてあれは一種の証券業者の救済だと思ふのですが、ああいつたような形のままで将来もずっと置いておかれるといふような大蔵省としての方針でありますか、それについて一つお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(大月高君) この証券投資信託の關係は、実は証券取引委員会のほうの所管に属してございまして、私のほうの直接の關係ではございませぬが、あの制度のできましたいきさつから申しまして、結局この信託關係を受託者と受託者と委託者との三つに考へますれば、そのコンビをどうするかといふことが一つの技術的な問題でございまして、当時相当考案されてお

の制度が信託の本義になつて而も簡便であるといふことでできたと思ひます。今この制度を改めるといふことは問題になつておらないように聞いております。正確なことは私として只今のところはつきりわかりませぬ。

○岡崎眞一君 私の申上げるのは、今それが問題になつておるとか何とかといふ意味でなしに、ああいう投資信託証券といふようなものの性格から考へて、現在ああいうような制度を飽くまでやつて行くのがいいか、今後において何らか改良を加えて、投資信託なのですから、今は要するに証券業者が銘柄として売込んでおりますが、こ

ういふ行き方といふものがいいのか、それともつと厳正なものにして、そうして要するに証券業者といふものは、つまりいわば自己を張るための資金といふ形、これは変な言葉ですが……

そういうたふさ意味合いも私はあると思ひます。そういうような点から考へて、信託証券といふものの将来について再検討を加える必要があるのじやなからうかといふような意味から大蔵省としてこの問題の将来について何かお考えであるか、こ

ういふ意味なので。

○政府委員(河野通一君) お尋ねの点は先に銀行課長からお答えいたしましたのでありますが、私どもは信託の當事者と申しますか、委託者と受託者と受益者と三つあるわけでございますが、これをどういふふう

に結び付けるかの問題でありまして、貸付信託におきましては証券業者を通さないこととなつております。併しこの投資証券信託におきましては、その受益権の内容をなして

おりますものが、非常にその有価証券、特に株式が多いわけであります。従いましてこれらの株式の取扱等につきましてはやはり証券業者というものがいろいろな形で一番慣熟をいたしておる、そういうふうな履歴と内容に鑑みまして証券業者を活用して行くと言いますか、本来のその経験なり、技術なりを生かして行くということがやはり一つの方法として考えられるのじやないか。従いましてこの貸付信託におきましてはそういう証券業者を中に入れることを考えませんでしたか、証券信託におきましては今申上げましたその実態に鑑みまして証券業者がやはり当事者の一つになることがむしろその性質から言つて適當でないかというふうに考えられて立案されたものと思ひます。又現在でもその考え方は更に続けて行かざるを得ないのではないかと思ひます。尤も将来弊害が非常に起るような兆しでもありませんならば、これは十分注意しなければいけません。又その仕組についても考え直す必要があると思ひますけれども、只今のところでは証券業者自体もだん／＼充實をいたして参つております。而もこの投資証券の取扱に証券業者というものは十分選択されたものでやつておりますので、私もといたしましては只今こゝういふ仕組を変えなきやならないという必要も現在のところではないと思ひております。

○岡崎眞一君 今の御説明はよくわかりました。併し今有価証券そのものはどつちかと言へば上向いておりますから、今後先はどうなるかということについて弊害があるやうであれば変えにやならんというこの御説明があつ

て、それはよくわかりましたのです。が、一体その証券業者というものは、こういうふうな資金の運用と申しますか、資金の運用というものを扱ふべき本来の性格を持つておるのか、飽くまで証券の取扱業者として窓口的な役目を証券業者がやつて行くのが本筋かということが結論になると思ひますけれども、これについて今は問題でありませんけれども将来についてどんなお考えかちよつと伺いたしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 証券業者は元来どういふ仕事をやつて行くのがいかというふうなお尋ねのやうに伺つたのであります。この問題はなかなか実は、形式上は簡単な問題なんですけれども、実質的には非常にむづかしい問題だと思ひます。併しながら一方で現在あります証券取引法に基きます証券会社というものの機能、使命というものは私ははつきり出ておるわけでありまして、この使命なり機能に従つて証券会社を逐次充實をして行く、そして公衆に対していやくも迷惑をかけることのないやうに証券業者の質を向上することが何よりも先決問題である。そういう方面に向つて私もといたしましては現在全力を挙げて参つておるわけでございます。今後におきましてもそういう方針で進んで参りますならば、お話のやうな証券業者の業務のうち投資証券の業務の取扱業者としての地位を認めることについてはさしたる支障はない。併しおのずからお話のやうに今非常に株の相場等がよいものですから、こゝろあたりの空気に乗じて何と申しますか、大衆に結局において迷惑をかけるというやうなことがあつたらばこれは大変で

ありますので、これらの点につきましては常時十分なる監督も加え、又自制もして行かざるやならんというふうな考へておる次第であります。

○岡崎眞一君 実は私がさういふことを申上げたのは、あれが非常にむづかしい特殊のやり方であつて、まあ今アメリカあたりでやつておるのとは非常に違つた意味を持つておるものだからそれについてどうかという意味で実は伺つたわけなんです。結構です。

○黒田英雄君 今までどういふ御質問があつたかちよつと私聞きませんでしたが、私は先ず第一に大蔵省が信託業に対して将来どういふ考へを持つておられるかというところをお尋ねしたいのであります。それは御承知のやうに、信託業はその附帯業務としてのいろいろな業務を兼ねておつて、銀行の業務は兼営は絶対に許さんということと最初あつたのですが、それが昭和十八年でありまして、いろいろ資金を集める必要上から、一かどの銀行には、手が揃つておるという意味から、銀行の業務を兼ねをさせられたのです。もともと信託業というものはいろいろな業務を本来にも持つておりますが、金銭信託が一番発達するであろうというところは最初から予想されておつたものであるのです。従いまして銀行等に対して、いろいろ／＼な當時も圧迫をかけやしないかというやうな議論もあつたやうに記憶しておるのですが、いよく／＼信託業が銀行業を兼ねることになつて来れば、信託業を兼ねておる銀行と、その他の銀行との間には、いろいろ／＼な状況が違ふと思ふのです。それに信託筋に先般投資信託ができたんで、これはまあ信託会社が直接やるの

じやない、証券業者がやつてそれを信託業に投資する、信託するということであつて、信託会社の固有の信託を助長するやうになるのであります。今度更に貸付信託をやるといふことになれば、直接信託会社には一般の受託者というものは信託で直接やるやうになつて行く。そうしてこれは、この關係というものは、いづれ皆さんから御質問があると思ひますし、私も後に御質問があれば何うと申すのであります。貸付信託において元本を保証する、或いは利益を保証する、一定限度に保証するといふやうなことになるので、この点をどの程度やられるかということによつて違ひますけれども、これをやれば銀行のつまり定期預金と結局同じやうなものになつて来るのではないかと思ふのです。その上に今朝も御質問があつたやうですが、私途中からよく聞きませんでしたが、貯蓄債券も出して、そうして一般の不動の資金を吸収しようという、これもどの程度の利回りになるものをやられるのか御質問にあつたやうですけれども、私丁度聞きませんでした。それらの利回り等の關係があるのですが、これらをどう／＼やつて行けば、銀行のほうの資金がすべて信託業のほうに行くといふことになつて来やしないかと思ふのです。今までも定期預金と殆んど同じやうな金銭の信託が、利子歩合も或る程度銀行の預金の利子よりは幾らか低いといふことではあるのです。が、そのために定期預金といふものがよほどそれに私取られておるのではな

いかと思ふのです。資金を吸収する点においてはいかと思ふのかと思ふのですけれども、信託業は殆んど銀行と同じやうな金銭信託ばかりに行つて、そうしてほかの業務に余り手を出さん。又一般にそれを大衆に宣伝をするといふことがないやうになつて来て、銀行と同じやうなものになつてしまふといふやうな点も考えられるわけでありまして、殊に銀行法の改正案が、大分何回か改案されてできつたあるやうですが、案の或る段階のときには、拜見しますれば信託業法は廃止する……、銀行をどうんやるといふやうなことがなく、信託業といふものを、将来固有の信託を大いに助長して行くといふことだ金銭で銀行と同じやうなものにしてしまふといふやうな考へのようにも見えるのですが、一応それのお考へを伺つて、又あと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大月高君) 只今黒田委員からのお尋ねでございますが、大体においてお尋ねの趣旨は、現在の信託業務の傾向が次第に銀行のプロパーの業務に近づくといふのではないか。それに対して果して固有の信託關係の業務を助長する方針をとるのか。或いはもうこれは一般の銀行並みに指導して行くといふ方針をとるのか、という大体のお尋ねであつたかと存じますが、この点に關しましては、只今お手許に配りいたしました資料の最後の二枚に数字がついております。御存じのやうに、この信託業法ができましたのは大正十一年でございます。その翌々年の大正十三年に三井信託が最初にできて以来、或る意味におきましては保險会社と銀行、それに対抗する一つの大きな力としてだん／＼發展して来たわけでございます。この表にございます

ように、昭和十年の欄を御覧願いますと、十年末でございしますが、当時の信託会社の総額が約二十億でございまして、そのうち金銭信託が十七億でございまして、当時信託会社は銀行業務をやつておりませんでした、その次の欄にございします定期預金というのは、当時の各銀行の定期預金の総計であります。その数字が六十五億幾らということになつております。これで比較いたしますと、金銭信託は全定期預金に對しまして約四分の一程度の分野を占めていたことがわかるのであります。この当時が信託会社としての最も全盛期であつたわけでございますが、その後次第に競争を經まして、而も敗戦ということになりまして、一般の国民の財産、本當の意味の財産が次第になくなつて来るといふことに伴ひまして、信託の力というものは次第に落ちて来ております。仮に昭和二十三年の数字を御覧願いますと、当時の金銭信託が八十一億、それに対して定期預金が旧勘定合せまして七百三十四億でございします。約一割一分くらいのところになつておりまして、ウエイトとしては半分以下になつてゐるわけでありまして、そのとき信託会社本来の仕事だけでは業務はなかつてゐるわけであらうという見通しもございまして、たゞ二十三年の七月に再建整備が終了いたしましたので、その機会に信託会社を全部銀行といふことにいたしました、信託業務はその銀行が信託業務も兼営するといふ道の態勢に切替えたわけでございます。その後次第に銀行業務も別に發展いたしましたわけでございますが、併し信託の定期預金に対する割合はその後もまだ低下いたしておるわけござ

います。昭和二十六年の最も最後の欄におきまして、金銭信託の三百四十七億に對しまして定期預金は四百六十九億でございまして、八割程度に下つておるわけでございます。次の表を御覧願ひまして、丁度二十三年の七月に今申上げました再建整備後の性格の交換があつたわけでございますが、當時いわゆる專業六社と言われておりますこの六社の割合を見ましても、銀行預金が最初十八億に對して金銭信託四十億となつておりましたのが、銀行のウエイトが次第に大きくなりまして、昭和二十四年の九月におきましてはその数字が逆になつております。銀行預金が百一十億に對しまして金銭信託は八十二億、こういうふうになつて来ておるわけでありまして、現在におきましても、專業と言われておるいわゆる六社におきましても、銀行預金の数字が遙かに大きいといふところへ行つておるわけでございます。まして金銭信託でない信託の分野におきましては非常に小さいといふことは言えるわけでございます。これに對しまして只今まで考へておりますところでは、やはりこの六社のほか現在信託をやつております銀行といひましては十一行ございしますが、これは本来の業務が銀行であつて、信託業務を合併その他の關係で旧来から若干ずつ附加的にやつておるといふものが十一行ございします。併し信託自体として考えますと、いわゆる專業六社と言われておりますものの信託財産は今年の一月末におきまして四百二十九億あるのに對しまして、残りの十一社合計で百十四億しかございしません。従つて信託を考へる面におきましても、主としていわゆる事

業六社の数字を御覧願ひたいと思つてあります。それで今般貸付信託の制度を考えましたにつきましても、やはり信託の制度自体には本来の使命もある、信託会社として本来の特色を發揮させる面が適當であらう、従つて銀行業務の兼営も認めてはおりますけれども、主として信託本来の仕事をして立つて行けるようにといふことを考えたいと存するわけでありまして、従ひまして今般の貸付信託の制度をとることにはいたしません、勿論利益の補足はできるといふ建前になつております。現在の信託業法によりましてできるわけでございますが、指導といたしましては利益の補足契約もしないで本来の信託の恰好で実施したいといふ、そういう意味におきまして実績主義の、信託業務を信頼して金を預けて来る、それを有利に確実に運用して委託者に返してやる、こういう少くとも信託の本来の精神といふものに應じた運営をさして行きたい、こういうふうな考へておるわけでありまして、

いゝゆる金融業法の段階で信託業務をなくするといふ考へがあつたかといふお話でございますが、これはやはり法案の形式といたしまして、大きな意味の金融業法といふものは考へたことございしますが、信託といふ仕事をこの際金融界からなくするといふことは未だ考へたこともございせんので、信託業務の存在価値といふものは、少くとも將來我が國力が次第に回復いたしましたに相當の資産、財産といふものもできるという段階になれば、十分活用し得る余地があるんじゃないやなからうかと、こう考へております。

○黒田英雄君 お考へは大体わかりましたが、銀行で信託業務を兼営している者は十一行のようでありまして、貸付信託とか、或いは投資信託を引受けるといふようなことをすれば、非常に銀行は一方の定期預金が減つても、そつちのほうで補うことができて非常に有利な立場になると思われるのです。ほかの銀行がそれによつて圧迫を感じるといふことがあれば皆信託業務を兼ねてやりたいという希望を持つことは當然だろつと思つたのですが、それはお許しになるつもりでありますか、どうですか。

○政府委員（大月高君） 先ほど御説明申上げましたように、現在の金銭信託の分野といふのは非常に小さいわけでございます。総額におきましては一月末で三百九十六億、それに対して銀行預金は現在一兆六千億あるわけでございます。この信託の制度によつて預金業務に進出する、或いは預金業務を侵すといふことになれば、そのくらいになるほどならば日本のために非常に結構であらうかと考へておるわけでございます。現在ウエイトといたしまして、この貸付信託自体の予定としましては活用いたして参りたいと思つてございしますが、それでは現在やつておらないところの銀行が非常に希望するかと申しますと、やはり信託は信託としての技術なり経験といふものが相當重要でございまして、今すぐ銀行の業務をやつておるかたが信託をやつてもうまくすぐには行かない。現にその数字といたしまして兼営の信託銀行十

一行ございしますが、その数字も非常に計数的には小さい。これも從來からございまして信託会社を合併した、吸収した、そういうことから從來からのスダツプが残つておるといふ意味においてやつておる程度でございまして、現にはほかの銀行におきましても積極的信託業務によりまして業務を發展して行きたいという希望はないようでございます。

○黒田英雄君 預金と金銭信託との關係についてはいろいろ御説明があつたのですが、大体は金銭信託のほうは期限が長い、定期預金と比較しても長いと思つたのですが、定期預金は大体六カ月とか、長くて一年といふふうになつておるので、いわゆる動的な資金がそれに向き得ると思つた。金銭信託のほうだといふと、どうしても一年よりも二年、三年といふもののほうが利益が多くなるようになっておる。自然靜的資金といふものがそつちに向くといふことをしてあると思つたのですが、この金銭信託といふものが、將來は勿論ですが、從來どういふふうにか監營されておつたか、投資を限定しない、無條件の金銭の信託をしたものについて、利子歩合が或る程度の保証はあるのですか。これは本當に有利に投資されて行けば或いは一割とか、或いは一割以上の利益が生じて来る、手数料を引いてもあると思つたのですが、併し殆んど銀行の預金と同じような或る程度の利益だけを配當しているように思つたのです。それなぞは本當に分離計算されて嚴重にその投資がいゝゆる善良なる管理者の注意で最も有利に運用されておつたものかどうか。今後この貸付信託などを許されれば一層それが起つて来る

と思う。初めて銀行の兼営を認めなかつたのは、有利な貸付は銀行の貸付にしてしまつて、不利なものを信託の貸付に廻す危険があるという様なことも言われてございましたが、今後も本當に有利にやつて行ければよほど利益が多くなつて、銀行預金の定期預金の比ではないと思うのです。それが本當であると思うのです。そうなつて来れば自然信託のほうに定期預金も廻つて行くというふうになつて来るので、今までのただ推移では、今までは金銭信託が本當の定期預金みたいなものであつて、而もその利子歩合が低い、そして期限が長いというために定期預金が多かつたと思われのです。これが本當の信託の本質に従つて、受託者が善良なる管理者の注意を払つて最も有利に運用して行くということになれば、その利益も保証利益の率どころではない、遙かに上の利益が配当されるという様なことが起つて来るように私は思う。そうならばよほど定期預金に影響すると思うのですが、その点はどうですか。今までの検査などはそういう点も十分やつておられますかどうか。

○政府委員(大月高志) 信託の本質といたしましては只今のお尋ねのように、長期の資金を集めまして長期に運用するというのが建前でございます。従いまして最初信託業法ができました場合に、施行規則を以ちまして二年以上というように正式に制限がついておるわけでございます。先ほどお尋ねのように戦時中以來この制限が次第に緩和されて、現在におきましては信託の期限というものは制限がございま

せん。その結果現在には相当短期の信託契約というものもあるわけでございます。それに対しては本来の信託の精神から申しますれば、できるだけ長期なものを信託によつて吸収したいというところは御趣旨の通りでございます。で、今度の貸付信託の法案におきましても、この貸付信託の信託契約の期間は二年以上という制限をつけてあるわけでございます。これによりまして少くとも定期預金と資金上の競合がないようにということを考えておるわけでございます。現在定期預金は全体の定期預金を一〇〇といたしますと大体におきまして七〇%あたりが六カ月のものでございまして、一年の定期預金というのは大体一〇%程度のものがございます。主として全部が、殆んど大部分が六カ月というふうになつております。従いましてこの貸付信託による制度を二年以上といたしますれば、原則としてそこに資金の性格的な区別がはつきりすると思うのでございまして、こういうふうになりますと、現実に貸出す先につきましては信託においては長期に固定的に貸せる、そういう意味で確かに有利な貸付に廻せ得ると思うのであります。そういたしますれば長期の資金は長期の時日がもらえ得ると、こういうことによりまして次第に短期の金が長期に転出するきつかけができるのじやないか。こういうことを考えておるわけでございます。現在の短期の金銭信託によりましては利益の補足及び元本の保証をやつております。そういたしますと預金と殆んど性質を同じくいたしますので、金利につきましても現実と同様に扱つておりますわけでありまして、こういう長期の性格な

ものとしたしまして利益の補足をやらなない、こういうふうになりますれば、性格をはつきりして金利の方法につきましても独自性を發揮し得るようになる、こういうふうに考えております。

○黒田英雄君 まだ質問ありますけれどもちよつと休みます。

○菊川孝夫君 第一番にお尋ねしたいのは、最近投資信託ですかこれは時代の花形になつて来て、一般の金銭信託、信託会社は大分押され氣味であるので、信託会社は何かの活路を見出さなければならぬという必要に迫られて、こういう貸付信託という方法を考案せられたように私は直感的に受けるのですが、具体的に第三條の二項に「信託約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。こうなつておるのでございまして、一つ具体的に今の投資信託の分があつておるのになつて大体我々のほうにわかつておるのです。これが施行されることになりましたと、大体具体的にどこに会社へ、今度はこの社債を持つためにその投資信託を集めるというふうにするのか、それともただ貸付をやるといふ貸付と、手形の割引というののございまして、これも、そういうために会社を指定してやるというのか、そのやり方を一つお話願いたいと思ひます。募集の方法……。

○政府委員(大月高志) 具体的に経過を追つて御説明申し上げますと、先ず第一に信託会社といたしましては第三條に基づきまして信託約款を作りまして大蔵大臣の承認を受けるわけでございます。その信託約款の記載事項は形式的にこの第二項に出ておるわけでございますが、これだけでは實際は中味がわからないのでございまして、具体的に例えれば今回何億の金銭貸付信託を募集する金額を書くわけでございます。そういういたしまして、この集めた金をどの事業に廻すというのを書くわけでございます。その事業の範圍として考えておきますのは、第一條にございまして「資源の開発その他重要な産業に對する長期資金」こういうふうに限定してございまして、目下考えられておりますのは電源でございまして、或いは造船の資金でございまして、或いは石炭、鉄鋼、そういう方面の資金に廻したい。従いましてその重要な産業を具体的に鉄鋼であるとか、電源開発であるとか、或いは電氣、こういうふうにして書いて来るわけでございます。その場合には具体的にAという会社、Bという会社までは書かせないというわけでございます。これは相當多額の金銭を集めます以上、府県分散の意味におきまして一社に固定するといふようなことは逆の意味において希望されませんので、業種というところでこの融資の對象を限り、い、そういういたしまして、その次にその廻した結果一つの利殖収入があるわけでございます。その利殖の中からは信託会社は信託報酬を差引くわけでございます。報酬を差引いた残りを、実績に応じて年に二回見当になると思ひますが、毎配当期を定めまして、その配当の末期にこれを一般の受益証券の所有者に分配をする、こういうことになると思ひます。そういういたしましてこの制度といたしましてはオーブ・エンドも考へておるわけでございます。例えれば電力といふことを考へる際も、オーブ・エンドと申しますか、その

次に追加いたしまして更に三億を追加する、こういうことも場合によつては考へてもいいのじやなからうか、それから場合によつては電力に金を運用しておりました後に、造船のほうに金を廻したいといふことも可能なわけでございます。この場合には、この法律の信託約款の変更、第五條以下の規定によりまして正式に変更の承認を得まして、又別のほうに運用するということも考へております。

○菊川孝夫君 そういたしますと、今のお話では電源とか、船舶とか業種を限るといふお話ですが、危険分散を考へて一社というふうにしない。併しこの場合、船舶にもいろいろあります。それから電源は大して数はないと思ひますが、船舶や鉄鋼といふことになる数は多いと思ひますが、その場合には、それはただ鉄鋼という業種だけであつて、A B C D E F G というふう指定して、この方面へ廻したいという様なことをするのはなしに、鉄鋼なら鉄鋼、石炭なら石炭、石炭にもピンからキリまであると思ひますが、今のお話ですとただ石炭ということだけですか。

○政府委員(大月高志) これは大蔵省といたしましては、承認するといふ立場になりますので、どういう恰好でもつて来るかわからないわけでありまして、これは一條の精神によつてやります。ただ、今考へておりますことは、鉄鋼のうちのどこかといふところまで、若しそれが宣伝価値があり、消化するために鉄鋼のうちでどれと、どういう方面といふことまで掲げてやること、募集上有利であるといふようなことを信託会社のほうで判断をいたしま

して、書いて参りましたならば、非常に業種が限定されて、而も事実上、これは一社か二社しか廻らないというふうな事実上の制限がない以上、認めてよいのではないかと思います。

○菊川孝夫君 そうですと、第三條の規定は、これは業種で申請をしてもよいし、それから限定してもいい、宣傳価値を狙つて……それから又、投資を一つ十億設定するとして、その場合三億は電源開発、それから三億は船舶、三億は鉄鋼で、あと一億は石炭、こういうふうなやり方も認めるのですか。

○政府委員(大月高君) 最初の限定いたしましたにつきましても、ABCというふうな具体的な会社としては認めない方針でございます。例えば鉄鋼と申しまして何と申しますか、圧延設備なら圧延設備というふうに限定するかという事でございまして、それからあのほうのお尋ねの、鉄鋼と石炭と船舶、仮にそういうことで参りまして、これはちつとも差支えないと思うのでございまして、そこらのところは現実の運用に待ちたいと思つております。いずれも法律の精神としては差支えないと思ひます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、妙味というものをどこに見出そうとしておられるか。これは午前中説明があつた国民貯蓄法案でしたか、あれでも金利の水準というものを言つておりましたが、これでまあ投資信託なんかは、これは株の値上り、値下りというふうなことで危険もあるかわりに妙味もある。これは一般の大体貸付の場合には金利というものは、これはもう水準があると思うのですが、そこで

どういふところにこの社債、例えば貸付を受ける会社が社債を発行するのと、その場合には個人が選択して行くのですが、そういう選択眼もないというふうな無知な大衆だとか……或いは危険をそれだけ会社が負うということにおいては安全かも知れないが、一体妙味をどこに見出そうとしておられるのか、ちよつとわかりにくいのですか。

○政府委員(大月高君) 今法律的に可能であるというのを申上げたわけでございますが、現実には信託会社といつたしまして、この貸付信託を運用するということになりまして、現在計画いたしておりますのは、主として電力に廻したいというふうに思つております。これは最近の情勢をいたしまして電源の開発というところが非常に重要なことだということを一般に認識されておりますので、それによつて懸念することが一番いいんじゃないかということが、第一回の法案を通過いたしました募集いたしましたと思ひます。そういうことになると思ひます。そういうふうな今信託会社では計画しておるようなわけでございます。従いまして妙味と申しますのは、その業種の選択におきまして、そのとき々において非常に国民大衆の関心を持つておる業種を選択する、それによつて一つの魅力があると思ひます。それから金利の点でございますが、先ほど黒田委員の御説明にもございましたように、これは本来長期の金でありまして、金利の面から申しましても金利調整法では現在一年以上の金利について制限がございまして、一年以上のものについては現在無制限でございます。ただ日本興業銀

行、勧業銀行、その他に貸してあります一つの金利水準がありまして、そうばらばらな金利にはなつておりません。三錢一厘あたりを中心にしたしまして二厘とか、高いところでは三厘というふうになつておりますが、少くとも短期に商業金融で廻しております金利に比べましては相当有利に廻つていくわけでございます。従つてこの実績配当も一年物、二年物、五年物あたりまで出して見たいといつておりますので、相当長期の融資ということになります。それから、自分でも業種を選択し、自分で貸出先を見出せない大衆におきましては、この信託会社の信託能力というものに信頼いたしまして、比較的有利に安全に利殖を図り得る。そういうところに丁度銀行預金、或いは社債あたりの中間というところで比較的銀行預金に近いところと、そう考へてゐるわけでございます。

○菊川孝夫君 今のお話でしたら、例えば電源開発に主として廻す、そうするとその電源開発をやる会社の社債を大に発行をされて、それを消化させるふうにしたほうがむしろ端的に行くんじゃないかと思ひます。わざと信託会社に信託し、電源開発のほうに貸付をするのとこれはどう違うのですか。その点はいわゆるそういう社債に対する知識というふうなものない階層を狙う、こういう意味であるか。それとも或いは社債を選ぶふうの人は本来銀行預金、郵便貯金というものは本当になんだと思ひますが、大体信託会社を選ばうとかいうクラスになると、社債くらいには興味を持ち得るのではないかと思います。その点がどうも

はつきりしないのですが、社債より有利になりますか。

○政府委員(大月高君) 社債よりも必ずしも有利だとは言えないと思ひます。やはり社債よりも若干下のところだと考へてはいますが、それは丁度今のお尋ねのように、すぐに社債に向い得る大衆と、まあ銀行預金までしかやらない階層と丁度その中間の階層になるかと考へるのであります。これは一つの信託であると同時に、有価証券化するわけでありまして、その性格が信託であるという点におきまして銀行預金に近い。で、預金者階層から、社債を買うという階層の丁度間にします。次第に社債をみずから持つようになれば非常に結構ではなからうかと思ひます。

○菊川孝夫君 次に、この頃大分経済雑誌でもやましく言われるようになって、この四月頃にはオーバー・ローンの解消策とか、何とか盛んに言つておられますが、銀行では、今オーバー・ローンのことをいろいろ言われて困つておられますが、これは先ほどのいろいろの金融法案が出て来て、これはむしろどうも取り合ひをするというふうになると思ひますが、はつきり申しますと、今あなたのお話でも、階層すればのところで、どつちに行こうかと思つてゐる人も、新しいのができたとこのうのでそつちに取り合はれるということになる。定期預金よりもよいというのでこつちを廻るということになる。これに更に拍車を加えるというふうな危険があるのではないか、この法案に対して銀行方面からはどういふ声響がなければいいと思ひますが、率直

にこれを一つ聞かして頂きたい。

○政府委員(大月高君) このいわゆる資本蓄積の面、或いはもう少し限定して申しますと、資金吸収の面から見ると、この貸付信託がどの辺の位置に来るかというお尋ねかと存するのであります。最近銀行預金の関係で措置せられましたものは無記名定期預金の制度でございます。これによりまして銀行方面におきましては積極的に預金の吸収を実行いたしておるわけでございます。

それから政府としていわゆる資金運用部関係において考へておりますのが、只今御提案申上げております国民貯蓄債券の關係でございます。それから証券界へ、直接株式投資までは向かないけれども、併し何らかの意味において有価証券に興味を持つておるという人々たちを招つておられます。昨年から実施されております証券投資信託でございます。これは比較的安定的な資金というものを狙つておるわけでございます。そういたしますと、現在信託業界として何らかのこういういわゆる無記名方式をとつても、決してほかの分野を侵すということにはならないので、逆に言えば信託業界において一つの、そういう一連の系列から申しますと、穴があいておると、それを逆にと補充するといふ意味を持つておると考へております。で資金吸収の方式といつたしましては、全体のそういう一連の方策が一つの系列を持つておられます限り、できるだけいろいろの投資の対象を作りまして、その好みに応じたところに向かひしめるほうが、単一の制度であるよりもなお一層有効であらうか

というのが根本的の考えでございまして、決して一つの定まつた資金を全部で、決して一つの手段が多ければ多いほどその歩留りはあるのである。而ももう一つの考え方といたしましては、只今お尋ねのように長期の資金が特に困つておる。そういたしますと、仮に資金の量が百で同じであるとしたしましても、そのうちの長期の占める分野が次第に多くなるということが特に望ましいわけでございます。この制度によりまして、現在の預金、仮に短期のものがこの貸付信託の長期のものに移つて来るということだけにございまして、プラスではなからうかと、現に無記名定期預金を実施いたしまして、どん／＼殖えておるわけでございますが、これは専門家の観測によりまして、短期の預金、普通預金あたりからの振替がまあ半分ぐらいはあろうかというような観測をいたしております。然らばその半分の振替が意味がないかと申しますと、これはやはり普通預金でその日に引出せるものが半年なり一年なりになつておるということにおいて重要な意味があると思うわけございまして、そういう意味におきまして、この貸付信託の制度は一つの存在意義を持つておるのじやなからうかと、こういうふうに思います。

ないようにということが強く銀行界から要望されました、その結果できておりますのが第三條の三項の「貸付信託に係る信託契約の期間は二年以上」ということでございます。ただこの制度を実施いたしますにつきまして、直ちに二年から始めて、果して消化できるかどうかということが一つの疑念でございます。而も制度を作ります以上、やはり消化はできるというところにしておかなくちやならないということでございますまして、この附則におきまして、この法律施行の日から一年を限つて一年ものを出してもよろしい、こういうふうになつておるわけでございます。で一年間の試験期間をおきまして、その結果定期預金と非常に競合するといふようなことになりますれば、この附則を外して、本来の二年に返す、で一年があつても特に競合ということとはなくして、両々相待つて資金吸収ができるということならば、引続き御審議によりまして又この規定を置いて頂く、こういうことでございまして、この法案自体といたしましては、銀行界としてそう歓迎されるということはないと思ふのでございますが、まあ今のところ止むを得ないということかと存じております。

○菊川孝夫君　まあこのように今の大蔵省は盛んにこの金融機關の、銀行には無記名定期、それから証券会社には投資信託、それから信託会社には貸付信託というような、いろ／＼の新規な方法を一つ認めて、そうしてまあそれぞれ競合させ、又一つ許したら何らかか目新しいことをやらんと押されて来るというようなところからおやりになつておる金融政策だと、私はまあ直感的

に思うわけです。そこで最後に一つお伺いしたいのは、まあこういうふうにして、今後は成るべく……銀行局長に尋ねたいのだが成るべく新規の、国民のこう何といいますが、すぐ飛び付きそうなものをいろう／＼考え出して、今後こういつた方法をどん／＼殖やして行つて、そうしてまあ資金を吸収して行くと、資本蓄積ということについては、資本主義社会においてはこれは当然やらなければならぬ。これはまあインフレ抑制のためにもまあ生産の拡大のためにもこれは必要だということとはわかるのですが、今何らか金融界に対する一般大衆の、どちらかと言いますと批判といいますが、非常に強い面もあると思うのです。というのは、預金をしたりするときには、まあ幾らでも喜んで預つてくれるのだが、今度貸付ということになるとなか／＼そう思ふように行かんというところから、非常に金融資本に対する批判も、特に中小商工業者あたりはまあ厳しいものがあるかと、これは我々地方に参りまして、もその訴えがあるわけでありまして。そこで問題はこういう金融業者が闇金融をやつてもあの通り儲かるのでありますから、何らかの金融業者保護の方法を次から次へとう考え出して、まあ来年になつて来ると又いろう／＼の方法を考える。大蔵省ではまあ頭のいい人が密つて考え出されるので、一つの業界に與えると、又次の業界に與えるといふふうにして、いろ／＼新しい手をやつて今後の金融政策というものはやつて行く方針であるかどうか、この点を一つお伺いしたいと思います。

○政府委員(河野通一君) 資本蓄積の方法として、まあ今銀行課長も申上げ

たのですが、まあ言葉は非常に悪いのですが、やはりあの手この手でいろいろな手を使つて行くのが私はいいと思います。一つの筋道を一本立てて、これに皆預金したい人は集まつて来なさいというのでなしに、まあ好みに応じてこういうやり方もある人の好みに合う、或いはそうでない、こういうやり方の方がいいという人もあると思います。従つて私はそれが非常に先般来の当委員会でも問題になりましたような、特に射幸的なものまで入れてや

資金をてきながら集めるインフレ・ジョンを抑えながら経済界の必要とする資金を円滑に供給するためにも、どうしてもこれは資本を集めるというところが第一でございます。この資本を集めますためにできるだけ新しい手があれば、どん／＼私は採用して差支えなないのであります。併しながら現在では、現実に御提案申上げている以上の新しい新手法というものは思ひ付いておりません。

るかどうかという問題になりますと、これはいろ／＼問題がございますけれども、そうでなくして、正常なルートで資金を吸収できる途がいろ／＼ありますならば、私は幾らでも新しい手を作つていいと思います。ただ問題は、私も幾らない智慧を搾りましても、そういう手というものはたくさんないのであります、今後又いろ／＼な新しい手を考えるかと言われますけれども、今のところ実はまあこれ以上いい手はないので、今後におきますのは資本蓄積のために必要な方途としたしましては、やはり税と資本蓄積との関係はどういうふうに調整して行くか、この問題について更に私どもは検討を加え、更に必要な調整をいたして参りたいと、この点だけは私ども希望もして、今後努力したいと思つておりますが、今御提案申上げておりますような

○菊川孝夫君 それに関連してちよとお尋ねしたいのですが、これに載つているのは皆……、保険のはうでは今から新しい……、この金融業で何とかあらならないものがあると思うのですが、保険がちよつと考えなければならぬの、やないのですか。今度の郵政委員会では五万円を八万円にした。これは大反対してゐる。むしろわしらは十万円ぐらゐにしている。むしろわしらは十万円ぐらゐに満場一致であるのじやないかと思ふが、だから保険料については考えなくともちやならんのだが、これはあんたの関係じやないかも知れんが、この点保険業界から相当意見があると思うのです。この点は特に考え及びになつたかどうなかつたかということをお伺ひいたします。牛命保険の……。

いろ／＼な方法以外に、更に特別な新しい手というものは現在のところ私思ひ付きません。金融政策として私どものほうはそうふら／＼したいろ／＼な波動するような政策はとりたくございませぬが、事資本の蓄積に関する限りは安定した資金特に零細な安定した

○政府委員 河野通一君 簡易生命保険の保険金の限度、現行五万円を八万円に引上げる問題につきましては、これは実は政府の提案によつてお願いを上げておるのであります。政府としてはこの程度の引上げは必要であらう思つております。なお保険の問題に

きましていろいろ、これは私の実は所管になつておりますが、いろいろなことをお願いいたしております。今度の国会でも法律上税との関係が十分あります。一つは払込保険料の所得税から控除の問題、これの引上げの問題、それから死亡保険金の相続税上の非課税の限度の引上げ、これも相当引上げを実施いたして頂いたわけでありまして、併しその程度につきましては、実は私自身としてはまだ足りないと思つております。併しまあいへば、財政上の都合等もございまして、あの程度になつたのでありますが、今後におきましては、先ほど申し上げましたように、この資金の蓄積と、殊に長期資金の蓄積と税との関係の調整、これは保険の問題とも併せて、保険資金とも併せてこれらの問題については更にこれは引上げを行かなければならぬ、そのために努力をして参りたいと、かように考へておる次第であります。保険の問題ではそのほかに新しい問題と申しまして、新卒の保険の問題等もございまして、一応今のところでは新しい保険のやり方というものは大体出盡しております。二、三新しい、何と申しますか、一種の生存保険と年金とを合せたような一つの構想が非公式に私のほうに話がございますが、これは或いは今菊川さんのお話はその点をあつちやつておるのかもと思ひますが、これらの問題についても研究を今續けております。必要に応じて或いは法律の御提案を申上げることにならうかと思ひますが、少くとも本国会にはどちらにしても間に合ひませぬが、そういう新しい保険と銘打つか、少くとも保険に準じ得るような新

手の構想等におきまして、現在検討いたしておるものがございます。
○菊川孝夫君 私の申上げるのは郵便年金が一時非常に魅力があつた時代があるのですが、今では殆んどありませんが、従つてあの保険会社に年金制度あたりを、五十から六十くらいまで毎月掛けて、それで六十歳くらいになつてから一つ年金をもらつて、もうどこへ行つても働かずに済む。併し働いておる間に保険へ掛けて、年金制度を……もうそろそろ出て来ると、それを保険会社が言い出そうかと私は思ふのでお尋ねしたのですが、研究してゐるということですからその程度にしておきます。
最後に資料を一つお願いしたいのです。この信託会社、今度の法案が通過しましたら、適用を受ける信託会社の名称と資本金、それから本社、支店の数、代表者、それから支店数、支店の数、これを一つ。それから最近におけるこれはまあ各社ということになると信用問題だと思ふので困るから、全般的に結構です。利益の利益配当が大体どういふことになつておるかというところを一つ、各社平均で結構です。そうすると各社ということになつて来るとちよつと銀行局長発表できまいと思ふから、又そんなこと知つてもしょうがないから、平均的のもので結構です。それから資本総額を、これも各社ということになると困ると思ふから、総額を一つどれくらいの資産になつておるか、それからその運用方法はどういふふうな運用されておるか、今信託財産がどういふふうな運用されておるか、貸付はどんな状態、株式或いは国債、社債、どういふふうな方面に今運

用されてゐるか、信託総額の運用はどういふふうなされておるかということ、これも総額で結構ですから一つお示し願ひたいのですが、これを資料として一つお出し願ひたい。そうしますと、この法案を審議するに当りまして、将来これが殖えたとか減るとかいうことで大きな問題だと思ひますので、一つお示し願ひたいと思ひます。
○政府委員(河野通一君) 今その数字をちよつと……信託勘定だけでよろしいと思ひます。
○菊川孝夫君 ええ、よろしいと思ひます。これを一つお出し願ひたいと思ひます。
それから次にお尋ねしたいのは、ちよつと逐條的に二、三お尋ねいたしますが……これをこの次の委員会までに資料を一つ……
○政府委員(河野通一君) 實はここに数字がございまして、口頭で御説明申上げまして、あとで資料を御配付することでは合意願ひますか。
○菊川孝夫君 ちよつと印刷して頂けませんか。
○政府委員(河野通一君) それではあとで廻しますから……
○菊川孝夫君 ほかの人が要らなければ私一人でもよろしいと思ひますけれども、簡単に書いて一つお渡し願ひたいと思ひます。
それから次にこの第一條の「資源の開発その他重要な産業」というのは、これは大体大蔵大臣として先ほどはまあ全額だと何かお話がございましたが、これはどの程度まで、政令でもきめるのですか。別に政令でもきめるといふことも何ともないのですが、

これはその認可をする、第三條運用の際にやつて行かれるということになるだらうと思ふのですが、政令できめるとも何ともきめてないのですが、これは範圍はどこまでが一体認可する予定ですか。
○政府委員(大月高君) これは具体的に今どの業種、どの業種というように正確に線を引いてございせん。ただ一般にこの趣旨に合うところで希望に依つてそれを審査して参りたい、こういう方針でございます。只今考へておりますところは、現実に第一回あたりでは電力関係になると思ふのでございしますが、その他やはり造船の關係だとか或いは鉄鋼、石炭、そういうところは少くとも申上げることができると思ひます。
○菊川孝夫君 いや、それで、これははつきりしておりませんと、ややもするとまあ住宅の建設とか、そういうところへは金が廻らぬに、ビルディング、大ビルディングのほうに廻つたり、待合や旅館がどん／＼建つて行くのが現実な實際問題の姿として、折角法案としてこの法律の第一條にはしつかりと「その他重要な産業」といふことを書いてありまして、限定して大体どの程度までだといふことがわかつておれば別ですけども、實際ああいうところへ余り廻りそうにないと思ふのだが、資材も資金も廻つて、待合や料理屋がどん／＼建つて行くといふことはこれが實際の姿なんです。で法律にはこう明らかに「資源の開発その他重要な産業」と、こう書いてあるのだが、そういうところへは廻る危険はございせんか。
○政府委員(大月高君) 現在の例え

銀行業務として考えますと、その貸付先について法律上何ら制限はございせん。従つて勿論料理屋等に金を貸していけないといふことは言えないわけでございますが、この法律ははつきり第一條に目的として掲げてございまして、第三條では大蔵大臣の承認事項といたしまして、「信託の目的」が出ておるわけでございます。従つてこの目的には、確實に電力であるとか鉄鋼であるとかといふものを書いたくないと、大蔵大臣としてはそれを審査しないで通すことはできないわけでございます。少くとも例え料理屋に金を貸すという申請を仮に出すといひまして、当然これは却下せざるを得ないという制限をいたしておるわけでございます。
○菊川孝夫君 今お成るほど電源開発、電源開発といふことを盛んに言つてゐるのですが、すぐ問題が起きて来ますのは先ず航空機の生産、それから武器の生産といふことはもう当然起つて来るわけですね。タンクやそういうものを、例えば中重あたりの航空機生産、これも重要な産業と同じになりますか、その点を一つ聞かして頂きたいと思ひます。
○政府委員(河野通一君) 只今のところでは私もこの重要な産業と言つておりますのは、一つの基準は開行銀行の資金運用の基準をいたしまして、開行の決定を経て定めております基本計画といふものがあります。この中に挙げられております業種を大体考へております。従ひましてこれは一般にもよくわかつておることでありまして、それによつて御承知を頂きたいと思ひます。

○菊川孝夫君　で将来の問題としてこれにはもう一番当面どうしても……、現

実に進んでおるのでありますが、武器の生産は近い将来これはもう当然課題となると思ふのです。それはこのうちに含む、このままだつたらこれは重要産業に相成ると思ふのですが、これは今はやるという、あなたの開発銀行でも認めるという、こういうお話なんです、近き将来にこれは幾らでも殖し得る発見解釈ができて得ると思ふのです、そういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(河野通一君) 只今のところ、先ほど申上げました開業銀行について示しておるあのラインによつて重要産業と判定しております。将来の問題につきましては、只今私としてはつきり御答弁申上げる段階にございませんから、御勘弁願いたいと思ひます。

○菊川孝夫君 それじや大蔵大臣にこれはお伺いすることになりますか。保留します。

○黒田英雄君 この元本の補填契約をするということができるようになつておりますが、この割合はどのくらいになるのか、全額を補填するような契約もできるのですか、どうですか。これは元本の補填をするようになれば、現行法の第七條のその損害の担保として、

「受益者ニ生スルコトアルヘキ損害擔保トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ資本金ノ十分ノ一以上ノ金額ニ相當スル價ヲ供託スヘシ但シ其ノ金額ハ百萬ヲ超ユルコトヲ要セス」といふふうになつてゐるのは、どうも百万円なんというのじやもう今日はそう効果がなように思ふのですが、これを何か改

されるというお考えはなかつたのですか。

○政府委員(大月高君) 現在この信託業法のできましたあとの特別法によりまして、この規定は適用がないと思います。具体的な條文は今……。

○黒田英雄君 どうも如何にも少いよう
に思うのですが、もう少しこの金額
を上げさして然るべきじゃないかと思
うのですがね。

○大矢半次郎君 今の黒田委員の御質問に關連して伺いたいのですが、元本に損失の生じた場合の補填というのは、元本にどんなに大きな損失を起しても、全額補填をさせる趣旨なのですか、どういうことを意味するのですか。

○政府委員(大月高君) これは補填の仕方にはいろ／＼あると思います。各部、又は一部もあり得るわけでございますが、若し全額の補填契約をいたしますれば、勿論その損失も全部を補填する必要があるわけでございます。

○大矢半次郎君 これはですね、結局
レートと申しますが、それが非常に影響
を及ぼすと思います。一方において
又信託会社が果してそれだけの資産

いいですか、能力があるか、非常に影響が大きいものだと思いますが、その点についてはどういうふうにおえになっていますか。

○政府委員(大月高君) この元本の増契約をやりました場合には、第十条の規定によりまして、特別留保金積ますことになっております。従つこの特別留保金は当然信託の分配金して分配するものうちから留保することになるわけだと思つてございして、そういう意味におきましてこ

いたしますれば、当然それだけ受益者といつては逆に安全性が増す。従つてその配当はそれに応じて減る、損失補償を、元本の補償をやる契約

こういふことになると思います。で、信託会社の保有勘定の側から申しませうれば、この補填契約をすれば、それだけこの特別留保金を積むことによりまして、将来の安全性に備える。備えて、その間に補填契約をして、比較的安全

した配当をして、低いところでや
か、或いは補填契約をしないで、実
に應じて相当高額に配当をして行
か、その二つのとり方があると思
うのです。実際の今後の運用の方
針としては、補填契約をしないで、
績主義に應じて運用するというふ

して行きたいと思います。ただ法律
な制度といたしましては、第十四條
規定によりまして、補填契約はして
よろしいということだけは附けてお
たいと思います。

○大矢半次郎君 大体今の御説明で

かりましたが、併し補填契約にも行
ん、或いは特別留保金、これをどの
度積み立てて行くかということは、
ほど来いろいろ問題になつておる銀
の定期預金との關係が非常に影響し
来ることでなからうかと思ひますが
この点については大蔵省としても十
分お考え下さつて適切にやつて頂き

のでございますが、どういふふうにて保護をしてくれるのですか、大体構想はできておるようですが、政令で何とか……。

○政府委員(大月高君) この第三條
項第十五号は大藏省令で定め得ることにな
なつておりますが、現在検討いたしまし
したところでは、ここへ一号から十四
号までの事項を掲げまして、それらを
認めることで十分だと考えておられる

す。ただ将来これは相当公益に懸着する事柄でございますので、どうしても脱法的に何らかの方法を講ぜられるというような情勢がございますときは、ここで記載事項を更に追加いたしまして、嚴重に監督したい、そだけの将来の含みでございまして、

在は一号から十四号までで十分だと
えております。

○蒲川孝夫君 わかりました。第八
について、記名式の受益証券をもつ
表示されるものを除く外、受益証券
もつてしなければならない。この

についてであります。これは記名になつておつても、他の名義人が受証券を呈示した場合には、受益権の譲又は行使ができる、こういう意味でございますか。名義替等の必要はい、こういう現わし方ですが、ちよいとこれは僕らには専門家でないのでからんのですが……。

年通過いたしました証券投資信託の組合も全然同じですが、無記名式におきましては、この受益権の譲渡及び行使

は受益証券を以てするということは、持参人私の有価証券になるわけでございまして、必ずこの証券を以てしなければ權利の行使ができない、併し使によりましては無記名でない、自の名前を出したい、こういう人がございましてならばこれは記名式にいた

います。そのうちに権利が認められると見えます。そういたしますと、これはやはり原簿にも登録されるわけでございまして、誰が権利者であるということとはつきりいたしますので、これは証を離れてこの権利の行使ができます。つてこれを落した場合におきま

も、必ずしもこの諷刺なしでこの書ももたえる、元本ももたえる、こういうことになるわけでございませう。

○菊川孝夫君　わかりました。今度第十一條でございしますが、六條の四は、これは約款の変更を受託者がや

場合、異議を申立てた場合に、
 以内でも時価で以て買い取られな
 ならないということになつてい
 ますが、併しその他の証券発行の
 ら一年以上を経過している場合は、
 の固有財産を以て時価により当該受
 証券を買い取ることができ、こ
 つているのですが、この時価とい
 うのは、すなわち、この時価とは、

示てございますか。この時価は、もわかにいくいのですが、この時価判定というものは、別にこれは相場立つておるわけでもないと思うので、これは額面のことな意味するのですが、かういふことです。これは相叩かれるという意味でございます。例えば千円になつておつても期間満

でない場合にはこれは九百円なり八百円なりくらいで叩かれる、こういう意味ですか。時価の判定、これは大蔵省監督されることになるのですか。若し時価に異議があつた場合に、一応三名や五名の極く少数の委託者の場合にはあえて受託者に対して抗議を申込んだつてなかつたら行かないかと思うのですが、時価はどういうふうな、そしてその時価について成立しない場合、示談が成立しない場合にはどういふうに調整されるか、この点お聞きしておきたい。

○政府委員(大月高君) 受益証券が発行されてから一年以上経過した時における場合に限り固有財産を以て時価によつて買取をさせていただきますが、この時価は先ほどもお尋ねがございましたように、多分この証券として、時価の変動ということによつて手離したり或いは買つたり、そういうような性質のものではないと思ひますので、一般の証券取引市場で取引されるものでもなく、個々の稀な場合に譲渡されることであらうと思ひます。従つて一般にわかる時価というものはないわけでございますが、併しその各組各組の貸付信託によりまして、配当の実績というものが過去に出て参ります。そういったものと、この一般の金利水準その他から逆算いたしまして、自然に時価というものが出来来る、それによつて買い取るなり買い取る。その時価がどのくらいになるかというところは、ここでは買い取ることができるといふことになつておるわけでございますから、一般の証券の所有人と信託会社との話し合ひできまして来るわけでございます。信託会社がそれでは叩く

かといふことになりまして、ほかにも競争の会社がございますので、そういうことをすれば当然次の受益証券の消化に關係する。従つて需要供給の關係から申しまして、自然に一定の妥当なところへ落着いて来る、こう考へております。

○菊川孝夫君 そういたしますと、これはできるだけであります、こちらから、受益証券の保有者から請求をして、必ず一年以上たつたら買つてもらふことを請求することが出来るものであるかどうか、この点を一つ。ここには一方的に受託者はできるといふことになつてゐるのですが、反対のほうの委託者のほうからそれを請求することが出来るものであるか、これを一つお伺ひしたい。

○政府委員(大月高君) 第十一條の規定は信託会社のほうから規定をしてございまして、これは買い取ることが出来るわけでございます、義務はございせん。第六條の場合に信託約款を変更いたしまして、大蔵大臣の承認を受けた場合に、若し買つてくれというわけにございまして、十一條の場合には性格が異なるわけでございます。十一條の規定を置きましたゆゑは、若しこの十一條の規定を置きました場合には、「この場合においては、云々とありますように、信託法第九條によりまして、受託者と受益者とは同一人、共同受益者である場合のほかこれを兼ねることができない」といふ一つの條文がございまして、信託会社が買取つていいと思つても法律上買取ることができない、買取つてもいけないという規定を外すためにこの十一條を置いた

わけでございます。従つて現実にそれを買取るかどうかといふことは相對の語でございまして、この受益証券を持つておる人といつたしましては、必ずしも信託会社に持つて行かなくても、ほかの人に売らるなり或いは自分で持つておるなり、こういうことが出来るわけでございます。信託会社といつたしましては、若しそういう希望が、買つてくれという希望があり、而も買つてもいい、こういう場合に、それは妨げないのだといふことを十一條で書きまして、消化の促進の一助にいたしたい、こういうふうに思つております。

先ほどの黒田委員のお尋ねでございますが、供託の規定は現実にやはり生きております。これは「普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営に關する法律」といふ法律の第四條によりまして、信託法の第七條から第十條までの規定を準用いたしております。従つて現在銀行であつて信託業務を兼営いたしておりますものにつきましまして、この規定の適用があるわけでありまして、その金額は今御指摘の通り低いことになつております。ただ實際の問題といつたしまして、現在銀行の資本金は相當大きなものになつておりまして、いわゆる固有勘定でそれを持つておるわけでございますから、實際上の必要といつたしましては、國債を供託するかどうかといふことにかかわらず、十分にカバーされておる、こういう状況になつておりますので、實際面をいたしましては支障がない、こういうことになつております。

○菊川孝夫君 この十一條の狙ひは今この御説明で大体わかりました。私の考へでは十一條の規定をもう少し拡大し

ましてですね、特にこれは悪い意味で申上げるのじやなしに、たくさん貸付信託に集まるように、特に受益証券の所有者が受託会社に向つて買取りを請求した場合にほん少し買取つてもらふ、買取らせるようにしたほうが却つて融通性も得ていいのじやないか、こういうふうな思ひなのですが、そうすると又取付けるというふうな疑いもあつて、期間の展限といふことに關係してこれはちよつと困難でございますか、この点を一つ。

○政府委員(大月高君) これは現在國民貯蓄債券法、今御提案申上げております貯蓄債券法でも買取の義務ではないとして、買取れるといふことによつて若干の消化の便に資し、それから証券信託投資法によりまして、あの制度におきまして、現に証券会社がどんどん買つておるわけでございますが、これは買取の義務があるからではなくして、商売上或いは消化を助けるという意味におきまして、時価が下つて来るといふことになりまして、將來の自分たちの仕事に影響するといふ意味で自衛上買つておるわけでありまして、これは法律上の義務ではなくして、法律上の義務にしろなくても、そこは商売上の必要と需要供給と、その両方面から円滑に動き得るものと考へております。

○菊川孝夫君 そういたしますと十一條の規定は、自由に買取らせることも認め、これは受託者が自衛上必要と見た場合には自由に買取らせることを認める、こういう意味でございまいか。

○政府委員(大月高君) そうでございます。

○菊川孝夫君 その次に十二條についてちよつとお尋ねしたいのですが、貸付信託の信託財産は、ほかの信託財産と分別して運用しなければならぬ。この「分別」といふ意味はちよつとよくわからぬのですが、別の計算ではつきり受益証券保有者にはわかるようにいつても明示できるようにして行くといふ意味でございまいか。それとも「分別して運用」といふのは、例えば信託会社は先ほどの説明の、電源開発の会社に貸付けたといふのと、一般の金銭信託の金を貸付けたのと……、それも五億貸付けた、貸付信託のほうの金を十億貸付けたといふ場合に、一体「分別して運用」といふことはどういふことを言つておるのか。貸付けの金利も別にしなければならぬ、或いは担保も別にしなければならぬ、こういう意味でございまいか。

○政府委員(大月高君) この第十二條の規定は、この制度の本来の姿を規定しておるわけでございます、一般の金銭信託は、今全部、計算だけをつきりすればいい、全部一つになつて運用しておるわけでございます。従つてこの委託者の金はこゝへ貸してあるといふことは必ずしもつきりする必要はない。併しこの制度におきましては、先ほどから申上げておりますように、これは電力へ融資するための金だ、そうして集まるわけでありまして、それから五億募集する、そうすると、而もそれには売却期間がございまして、その間に何億集つたかといふことは非常に明瞭になるわけでございます。その集つた結果は大蔵大臣に報告するといふことに規定上なつております。従い

まして例え第一回の電力用の貸付信託は五億集つた、こういうことになりますと、この五億の金がどこへ行つておるかというところは明瞭に示さなくちゃいかん、ほかの信託財産、金銭信託と別に扱うというのがこの規定の趣旨でございまして、若しそれが仮に電力用の貸付信託でございまして、Aという電力会社に仮に貸されておる、然らばその信託会社のほかの金銭信託で会社に貸しちゃいかんかと申しますと、それはかまわない。ただそれは別の金銭信託から貸したものであるということをはつきりいたしまして、別個の計算において実行すればいい、こういうことであります。

○菊川孝夫君 次に十三條の手形の割引というところは認めておるわけですね、貸付のほかに。この手形の割引というふうなものはこれは短期だと思ふわけですが、これは二年、三年ということはないと思ふ。これはどちらかというと、先ほどの御説明によると、成るべく長期資金を集めたいというのであります、それは手形の割引なんというものは、募集するときに果してこの会社は、申込んで来た場合には必ず手形を割引して行くのだというふうにして置くものであります、これはちよつと運用上、いつも突発的なものだと思うのですが、手形の割引というものは……例えは或る程度、五億集まつたらその中の一億くらいは手形割引して来るかも知れないからというので保留するということなことはお認めになるのですか。そうすると最初の投資信託の約款とは非常に違つたものが出て来ると思ふのですが、この点一つ……

○政府委員(大月高君) この貸付信託の制度といたしましてはできるだけ長期の金を長期に固定して貸す、それによつていい金利を取つて、或るべく高い配当をしたい、こういうことでございまして。従つて信託会社の側といたしましても、こういう短期の手形を割引くというふうな運用をいたしてございまして、その間の収益というものはそう上らない。従つていずれかと言へば長期の貸付に自然に廻して行くということになると思ひます。ただ現実の貸付でございまして、今直ぐに貸すといつても相手のない場合がある。そういう場合にはそれが見付かるまで短期の手形に運用するといふようなことを、そういうふうなことは認めておかなければ資金運用上困る、そういう意味でございまして、この手形の割引が主になるということではなくして、貸付のほうで實際問題の運用上としては主になつて運用される。併しこの手形の割引を禁ずる必要もない、大きい意味におきまして貸付と手形の割引を以て貸出という表現を用いておられますので、その貸出に向ける金であるということも法律上現わしたものであります。

○菊川孝夫君 そうしますとこの信託約款でそういうものもきめて置くというのですか、どこの手形を割引というふうなことは、その点はどうなりますか。

○政府委員(大月高君) この信託の目的では業種程度しか縛らないという方針でございまして、ましてどこの会社のどれを割るといふようなことは勿論制約するつもりはございせん。言わば余裕金的に余つておるものを、この割引によつて無駄な金が遊ばないよ

うに運用する一つのクッションであるとお考え願へばどうかと思ひます。

○菊川孝夫君 その場合には、そのクッションになるときは、別の目的以外のことの手形も割る、こういう意味でございまして、それは認める……目的は電源開発ということになつておる。あなたは、電源開発からうまうま貸付の何がないから、一月、二月遊ばして置くのはもつたないから……、ところがそのときたまに電源開発の目的の会社から手形を割つてくれと申出るときには、それ以外のところでも一月、二月遊ばしておくのはもつたないから割ることは認める、こういう意味でございまして。

○政府委員(大月高君) この十三條の但書におきまして、信託契約の取扱期間中における信託財産、それから信託財産の運用上生じた余裕金はこの限りでないといふふうに外してございまして、今申上げました気持と同じでございます。この但書によりまして、場合によつては一定期間国債を持つておつてもいいということになるかと思ひます。或いは社債を買つておつてもいい、併し大体の趣旨をいたしまして、一つの電力なら電力といふことが主になるわけでありまして。ただ資金はきちんとして、今日は入つたから今日は全部出せるというふうなものでもございませんで、その程度のゆとりがなければならぬ、実際に運用できない、これだけの意味でございまして。

○菊川孝夫君 そうしますと、この取扱期間中における当該信託契約による信託財産はこの限りでない、これは期間中ですからどん／＼集まつて来ま

す。銀行に預金して行くとか又株を買つても、二、三カ月に上る見込が立つたら株を買うのもいい、自由にこれはやらせるといふのだが、この手形の割引というのは、これはその但書じやないほうで、これは本文のほうに入つておるのですが、本文のほうに入つておるから、これは約款の目的に合致したよ

うにやるのか、それともそうでないほうへでも廻すのか、そうするとこの第一條の目的とずれて来るようなこともあり得るのじやないか、こう思うのですが、この手形割引というふうなことは、実は抜いても、その間に銀行へ預金して置くとか、又その他で、取扱期間中のやつは流用をいたしてもいいと思ふのですが、そうすると一体募集をする場合に、一定貸付がなくても電源開発に投資するとか船舶に投資するのだから募集を、これは相手方を見つけてやるのではなしに、大体こ

では借りるだらうというお考えだけでやる、こういうことになるのですか、この目的といふのは……

○政府委員(大月高君) 今の目的の点でございまして、勿論十三條の本文に入つております手形の割引は、その業種の中に入つておる必要はございませぬ。その場合におきましても、貸付の期間といふものは制限してございませんで、話の交渉の途中で運用資金的なものも割るということも、これはあり得るかと思ふのでございまして。それから……

○政府委員(河野通一君) ちよつと附加してお答え申上げておきますが、例えはこういう場合があるわけですが、貸付信託の契約期限が大体五年なら五年という、個々の受益権の内容をなして

おります。電力会社なら電力会社といふものに対する貸付期間は、ものによつては三年でございまして。或いはものによつては二年で期限が来ます、金が返つて来ます。そうしますと次に五年の見通しで他の電力会社に運用する、或いはその他の貸付に運用するといふ必要が起つて来ます。そういう場合一時それをたま／＼手形を持つてい

これは船舶へやればよいというふうにするのです、そのときになつて来ると第六條を適用しなすやならん。これはもう面倒くさいと私は思うのであります。従つてこれは約款のときには、最初の銀行局長の話では、一つにかかつておるのだと、電力というふうにかかつておるのだと言ふのだが、こゝういふものは複數に電力、鉄鋼、船舶その他と書いておけば、又第六條によつてこの公告をやつてする必要はない。従つてその重要産業……銀行局長はいわゆる輸出銀行ですか、輸出銀行の当てはまる條項が大体重要産業だと言ふから、そのところを大体目標にして、今の五年ぐらゐというふうにするのだつたら何も別々に、最初の説明では電力会社並みというふうで設定するのだというのだが、これは三つ四つ複數制にして、それは認めてもいいと思ひます。却つて案にやれると思ひます。そうせんと、約款に基いて設定した貸付信託と同じような條件、期間その他でその会社の資金需要というものは起り得るとは考えられないと思ひますが、そこにずれが来る。ずれが来ました場合に、運用をもう少し縛るようで縛らんやうで、聞いているとさつぱりどうも一貫してないやうに思ひ思ふのですが、最初のときにはえらい縛るやうなことを言つておつて、あとになつて来ると或る程度幅を持たせると言ふ。どうせ幅を持たせるならば、電力会社の責任においてやらせるといふふうにしたほうがいいと思ひますが、この條文ではどちらにも解釈できると私は思ふ。併しさとあつた場合に、六條で一々公告をしたり又異議の申立もできるというやうなことをして

おるやうでは、却つて混乱するのじやないかと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(大月高君) 先ほど第一條の解釈について申し上げましたことは、複數でもいいというやうにお答え申し上げましたつもりでございまして、或いは表現がまずかつたかも知れないと思ひます。正確にお答え申し上げますと、鉄鋼、石炭、造船というやうに複數でもいい、或いは鉄鋼のうちの一部分、例えば片延とか何とかいうやうなことでもこの法律で差支えない。それに対してそれじや電力がないじやないかという御質問がございましたので、差当り今第一回発行をするとなれば、今信託会社で考へておられますのは電力のことを考へておられるというやうに申し上げたつもりでございまして、従ひまして資金の運用を案にいたしますためには、少くとも二つなり三つなりくつ附いているほうがいいと思ふのでありますが、併し考へたいと思ふので、この受託証券を売出すにつつきましていゝ魅力があるかないかという問題にかかります。従つて營業政策の面として一業種でうまく運用できるという自信があれば一業種をとるでありまして、或いは一業種で二年という見通しがある、併し期限は五年であるといふことであつて、或いは勿論一時括つておいてもいいといふことを信託会社のほうで判断いたしますれば複數をやつていいと思ひます。そのときと、情勢によりましてこちらとしては緊要な産業という範圍に入ればこれを承認して行けばいいかと考へます。それから前の御質問の、それじや融資先もきまつておらないのに、ただ五億とか三億とかいうやうに募集するの

かというお尋ねでございしますが、現実に今準備いたしておりますところは、やはりこゝういふ制度ができるようになりますと、借りるほうでやはり信託会社のはうに貸してこれというところが今現に進行いたしております。電力会社或いは公益委員のほうで、これで募集するならば電力のほうへ貸してこれというやうに、公けの行政委員会からもお話があるやうでございまして、実際に募集いたしたときには、大体幾らぐらゐ集まればこゝで借りてくれるだらうという見通しを以て募集するだらうと思ひます。それが又資金を効率的に運用する途かとも存するのでござい

○油井賢太郎君 それでは但書の余裕金というものは、利益金を生じたその利子というのではない、広る解釈するのですか。

○油井賢太郎君 そうですね。そういう意味です。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○政府委員(大月高君) それは但書のほうで御願ひしたいと思ひます。業務上の余裕金といふこととございまして、この場合にはコールに出すとか、今の一時、社債に廻すといふこととございまして、本来ではいゝゆる貸付信託という制度が広い意味の貸出に使う信託であるといふ意味において、この二つに限定いたしております。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

○油井賢太郎君 今に閣下連して、割引方法以外という、例えばコール・ローンにするとかさういふたやうなことは、何も現金を置かなくても他の一般金融機関に預けるといふことが運用と見られるのですか、そう解釈していいのですか。

発銀行と言っているが、僕は開発銀行ばかりがそうじゃないと思う。例えば、繊維の会社につきましても、今繊維があいふうになつておりますが、これは当然に情勢の変化によつて変らんと限らん。又化学の面におきましても変らんと限らんのであつて、どん／＼変つて行くと思うのです。石炭とか鉄鋼が重要であるかも知らんが、繊維だつていつまでもあれでいいわけじゃないし、日本のほうだつて輸出はあいつ方面に充てなければならん。それから中小企業だつて、中小企業というのにも限度もあるだろうが、その間の雑貨はアジア貿易の今後の動き如何によりましては、この緊要産業というのをもろ／＼変つて来るだろう。開発銀行で重要産業を保護し、又今度こつちのほうも緊要産業だといふので、銀行局長によつて、開発銀行の対象になるということになりまして、余りにも片寄り過ぎるといふ心配がある。

それからもう一つ僕は大臣に聞きたいのは、いわゆる緊要産業として、今の政府の政策、外交方針が続く限りにおいては当然軍需生産、軍需会社は緊要産業になると思ふのです。これはなりつづつあるのだが、これをどうするかといふのが今後の大きな問題だと思ふ。これはあとで大臣にお聞きするのですが、その点についてこの緊要産業といふものを金縛りにするといふ……輸出銀行法といつて、これと法律が違ふのに、輸出銀行のものが緊要産業だといふのはなしに、大蔵省としては相当幅を持つて考へてゐるのかどうか、この点を一つ伺いたい。

○政府委員(河野通一君) お話のよう

に、何が緊要産業であるかということ、そのとき／＼の情勢によつて変つて来ると思ひます。私は先ほど開発銀行に対する政府の基本計画が、この際としては一つの基準になると申し上げたのは、それも必ずしもそれと同じような考え方での緊要産業といふものを考へるという意味じゃないのです。仮に何か政府としてそういうものを公にきめたものがありとすれば、それは開発銀行について基本産業としてきめたものがある、こういうことを申し上げたわけですね。お話のように経済の動きに従つて、何を以て緊要産業と云うかといふことにつきましては弾力性を以て考へて行かなければならん、かように考へております。

○菊川孝夫君 大体事務当局に対する質問はこれで終りました。一般の金融機関に対する保護の対策と関連しまして、それから第一條の目的について若干大臣に質問したい。その質問を留保します。

○油井賢太郎君 一点だけ伺ひます。第八條の無記名式の場合ですね。その課税は源泉課税二〇%となつておるのですが、金銭信託の場合は無記名式は五〇%といふ、この違いです。これはどういふわけですか、資料が来ております。

○政府委員(大月高君) 今の無記名定期の場合には、源泉課税の課税によつて選択をやる場合には五〇%の課税といふ法律の制度になつております。今度の貸付信託におきましては、昨年施行になりまして証券投資信託の受益証券と同様に扱ふという意味におきまして、前回の証券投資信託から二〇%の源泉課税といふことになつております。

ので、その例に倣つて均衡をとつたのであります。

○油井賢太郎君 無記名式ですからね、やはり五〇%という選択課税の方法をおいてもいいんじゃないかと思ふのです。まあ証券投資信託の場合も今度の場合も、そういう方式を入れる考へはないのですか。

○政府委員(大月高君) この源泉課税の五〇%の場合には、これを取り放しでございまして、総合課税にならないわけですね。二〇%はこれは源泉課税だけでありまして、あと信託によりまして、総合課税にするという建前でございまして、二つの考へ方があるわけでごさいます。いずれにせよかといふこととございまして、証券投資信託のほうと性質を同じくするといふことで源泉課税で源泉課税をやつて、そのあと総合課税をするという方式をとつたのであります。

○油井賢太郎君 総合課税のこととはわかるのですが、なぜ無記名式といふものがわざ／＼あるのに、源泉課税で選択式を採用しなかつたか、将来それはやはり採用する意図があるかどうか、その点或いはあなたの方の係ではないかと思ひます。

○政府委員(河野通一君) この点は証券投資信託の例に倣つたわけでありまして、無記名預金だけ、或いは無記名信託だけの源泉にきまされては、この委員会でも大臣から申上げたように、この税率自体について相当適当な時期に緩和したほうがいいではないかという考へ方を持つております。従つてそういうような問題とも兼ね合せて考へて参らねばならんと思ひます。が、差当りの問題としては、現在この

貸付信託と實際同じような性質を持つております証券投資信託の受益証券、これと同じ取扱ひをするのが最も似つかしい、最も類似の制度としては一番近いのではないかとこの制度によるわけでありまして、源泉課税をいたしました場合の税率、それに応じましてそれをどう直すかという場合には、源泉課税をいたしました場合の税率については総合的な再検討を加へるのが至当であると思ひます。

現在といたしましては、現在ある制度の中の一歩進んだものにしたということに御了解を願ひます。

○油井賢太郎君 大蔵省に同じような性質のものについてどういふふうに通りのやり方があるといふのは、我々ちよつと腑に落ちないのですが、無記名式である以上は、受取る場合にでも架空な名義を使つて受取つてもそれは差支ないことにはならないかと思ひます。一方は、金銭信託の場合には無記名式で源泉課税を與えて、殆んど同じような性質の貸付信託には今の五〇%という源泉課税をやつておかないといふ二通りのやり方ですね。これは大蔵省から両方とも出ています。同じようなケースであると思ひます。それを二通り全然違ふようにしておくとおかしなところがあると思ひます。何か問題になつていないですか、大蔵省の省内では……。

○政府委員(河野通一君) 主税局長からお答え申上げたほうがいいのと思ひますが、私はこれは金銭信託或いは預金と、有価証券たるこの貸付信託の受益証券はやはりおのづから性質が違ふものだらうと思ひます。従ひまして一方では源泉課税で、源泉一本で、あ

と総合しないという制度が一つある。源泉を選べば、これは預金においても同じであります。御承知のように一般の記名式の預金につきましては、やはり源泉で課税を二〇%して、あとは総合する。それと同じような仕組の制度が有価証券たるこの受益証券についてあつても差支えないのじゃないか。併し實際問題としては、申告によつてその総合課税の対象に實際なるものは実は少いのではないかと思ひますけれども、制度としてはそういう二本建の制度が、有価証券と一方は預金といふものでありますので、別々にあつても差支えないのじゃないか、こういうふうに考へております。なお全体の基本的な問題としては、源泉課税の税率自体を十分再検討しなければならんといふことはつきり大臣も言明いたしております。これらの問題を解決いたします際に総合的な調整を加へて参りたい、かように考へております。

○委員長(平沼勲太郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平沼勲太郎君) それでは速記を始めて下さい。ちよつと皆さんにお諮りしますが、明日の午後の電源開発の連合委員会は、本委員会としては一応打切ることになつても差支えないと思ひます。

○小林政夫君 将来問題によつて要求することはあるが、一先ず打切ることにして。

○委員長(平沼勲太郎君) それではそういうことで交渉することにしたとして、今日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後四時三十一分散会

五月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案

緊要物資輸入基金特別会計法（昭和二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一條中「外国で生産された物資で政府において緊急に取得することを必要とするもの」を「外国で生産された左の各号の一に該当する物資で政府において取得することを緊要とするもの（以下「緊要物資」という。）」に改め、同條に次の二号を加える。

一 国際條約、國際協定その他國際的な取極に基いて日本国に割り当てられた物資

二 外国政府において輸出を統制している物資その他國際的に供給の不足している物資で、政府において取得しなければ輸入することが困難なもの又は政府において取得することを有利とするもの

第四條第一項中「政府において特殊需要に應ずるため緊急に取得することを必要とする外国で生産された物資」を「緊要物資」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、信用金庫法施行法の一部を改正する法律案（衆）（予備審査のための付託は五月七日）

五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案
一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件
一、接收貴金屬等の数量等の報告に

関する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一條中「対外支払手段」の下に「外貨証券」を加える。
第八條第一項中「金銀地金」を「金地金」に改め、「統制額」の下に「とし、銀地金については大蔵大臣の指定する価額」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件
最近における外国貿易の予、勢、密貿易の動向及び北緯二十九度以北の島しょのわが国の行政権下への復

帰等にかんがみ、税関行政の円滑な遂行及び密貿易の監視取締の完全を期するため、別表のとおり、門司税関津久見税関支署佐伯出張所外一出張所を設置するとともに、監視署の配置転換を行い、神戸税関飾磨監視署外二監視署を設置する必要がある

ので、大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）第二十三條第一項の規定による税関の出張所及び監視署の設置に関し地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十六條第四項の規定に基き、国会の承認を求める。

別表

税関支署出張所、税関監視署及び税関支署監視署の新設

所轄税関	税関支署出張所名	位 置
門 司	津久見税関支署佐伯出張所	佐伯市
函 館	釜石税関支署大船渡出張所	大船渡市

二 税関監視署及び税関支署監視署

所轄税関	監視署名	位 置
神 戸	神戸税関飾磨監視署	姫路市
門 司	津久見税関支署佐賀ノ関監視署	大分県北海部郡佐賀ノ関町
函 館	鹿兒島税関支署中ノ島監視署	鹿兒島県大島郡十島村

備考

一 降格又は廃止する出張所及び監視署
税関支署出張所（監視署に降格）

二 税関出張所（廃止）

所轄税関	出張所名	位 置
函 館	青森税関支署大湊出張所	青森県下北郡大湊町
門 司	門司税関六連出張所	下関市

三 税関監視署及び税関支署監視署（廃止）

所轄税関	監視署名	位 置
神 戸	神戸税関真浦監視署	兵庫県飾磨郡家島町
神 戸	神戸税関湊監視署	兵庫県三原郡湊町
門 司	津久見税関支署佐伯監視署	佐伯市
函 館	釜石税関支署大船渡監視署	大船渡市

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、連合国占領軍に接收され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金屬等に関して、接收の事実、数量等を確認し、返還その他の措置を講ずることに資するため、報告を徴することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「貴金屬等」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム及びイリドスミンの地金及び加工品並びにダイヤモンド及びその加工品をいう。

2 この法律で「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州その他大蔵省令で定める附屬島をいう。

3 この法律で「接收」とは、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合国占領軍の管理に移した行為をいう。

(報告)

第三條 本邦内においてその占有に係る貴金屬等を接收された者(以下「被接收者」という)又はその相続人(法人については、その清算人又は合併に因りその権利義務を承継した法人若しくはその清算人)は、昭和二十七年九月三十日まで、大蔵省令で定めるところにより、当該貴金屬等の種類、品位、形状及び数量その他当該貴金屬等の接收の事実を示す事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

2 国がその占有に係る貴金屬等を接收された場合には、接收の時に

た官署又はその官署から当該貴金屬等を引き継いだ官署の長は、前項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

3 前二項の規定による報告には、連合国占領軍に属する権限ある軍人又は軍属の発給した当該貴金屬等の受領書の写その他接收の事実を証明するに足る書類、接收に係る貴金屬等の種類、品位、形状及び数量その他の当該貴金屬等を識別するために必要な事項を証明するに足る書類並びに当該貴金屬等がその者の占有に属していたものであることを証明するに足る書類を添附しなければならない。

4 被接收者若しくはその相続人が第一項の報告をしないで死亡した場合において、その相続人がないとき、又は被接收者である法人若しくは合併に因りその権利義務を承継した法人が解散した場合において、同項の報告がされる前にその清算が終つたときは、当該貴金屬等の所有者は、第一項の規定に準じ、大蔵大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、第三項中「その者の占有に属していた」とあるのは、「その者が所有している」と読み替えるものとする。

(罰則)

第四條 前條第一項又は第四項の規定による報告に際して虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、当該行為者を罰する外、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年五月二十八日印刷

昭和二十七年五月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁